

平成 29 年

第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 29 年 9 月 4 日 開会

平成 29 年 9 月 13 日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第31号(提案説明・質疑・討論・採決)	10
議第32号(提案説明・質疑・討論・採決)	12
議第33号(提案説明・質疑・委員会付託)	15
議第34号(提案説明・質疑・委員会付託)	18
議第35号から議第39号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	19
議第40号(提案説明・質疑・討論・採決)	27
発議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	29
散会	32

9月13日

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
欠員	33
説明のため出席した者	34
職務のため出席した事務局職員	34
開議	35
諸般の報告	35

一般質問	35
2番 古田東一議員	35
1番 上野賢二議員	40
9番 森島正司議員	48
議第33号及び議第34号（委員長報告・質疑・討論・採決）	55
議第35号から議第39号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	59
閉会	75
会議録署名議員	76

平成29年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成29年9月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議 第 31 号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求め
ることについて
日程第7 議 第 32 号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
て
日程第8 議 第 33 号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
日程第9 議 第 34 号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）
日程第10 議 第 35 号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 議 第 36 号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第12 議 第 37 号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
日程第13 議 第 38 号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第14 議 第 39 号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
日程第15 議 第 40 号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第16 発議第1号 道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登

8番 森島光明

9番 森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	福祉課長	菱田靖雄
代表監査委員	兒玉俊雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中久晴	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、2番 古田東一君、9番 森島正司君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月13日までの10日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月13日までの10日間と決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成28年度5月分、平成29年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成28年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成28年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

今、議長から御指名をいただきましたので監査の御報告をさせていただきます。

去る7月19日、7月20日の2日間にわたり平成28年度輪之内町一般会計、各特別会計

の決算及び各基金の運用状況の審査を古田東一監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して御報告を申し上げます。

平成28年度の輪之内町一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成28年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査しました。

審査の対象は、1. 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5. 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成28年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成29年7月19日から20日の2日間実施しました。

審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などにに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありでございます。

最後に、今後の本町の財政運営に当たり、これまでの基本である「身の丈予算」において、前年度の踏襲を是とせず、事業の選択と重点化の中で健全財政確保に努められ、多様化する町民ニーズや増大する行政需要等に対応し、町民サービスの向上と経費の節減に向けて積極的に取り組まれることを望みます。また、財政構造の硬直化により、中・長期的なインフラ整備や公共施設の長寿命化に係る費用などへの影響が危惧されるため、将来を見据えた健全な財政計画のもと、安定的な財政運営に努めていただき、「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現を目指し、邁進されることを期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいりたい所存でございますので、議会、町執行部の皆様

方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。以上です。

○議長（田中政治君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場、お願いいたします。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○議長（田中政治君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席賜り、御苦労さまでございます。

昨日は輪之内町総合防災訓練への御参加もいただき、誠にありがとうございました。

さて、本年は、まさに異常気象に悩まされた年でありました。東京では8月に毎日のように雨が降り、日本各地では局所的なゲリラ豪雨に見舞われました。岐阜県内でも瑞浪市で中央自動車道ののり面崩壊等も発生をいたしたところでもあります。

これまで余り耳にしたことのなかった「線状降水帯」という言葉も頻繁に気象情報等で聞かれるようになりました。ゲリラ豪雨は、いついかなる場所で発生するかわかりません。予測することも現段階では困難であります。ゲリラ豪雨の被害に遭っていない当地は、ある意味、単に運がよかっただけと言えるのかもしれませんが。そういった意味では、常に災害に対する備えが必要であります。

輪中地帯の輪之内町では、内水による湛水被害を防ぐために気象情報に注意し、降雨前から内水のコントロールをしなければなりません。福東排水機場に新設した4号ポンプも必要に応じて直ちに稼働できるような体制も整えておかなければなりません。

また、国民の安全・安心に係る事案としては北朝鮮の動向が上げられます。相変わらず北朝鮮は、ミサイル発射を繰り返しております。8月29日の早朝には、予告もなく北海道上空を通過するミサイル発射いたしました。また、9月3日には水爆実験を強行し

たというニュースも世界を驚かせました。こうした緊張が高まる中、対話による解決が図られるのかは日本にとっても非常に関心を寄せるべき問題であります。北朝鮮と米国の駆け引きがいつまで続くのか、対話の機会が果たして得られるのか、先行き不透明であります。ミサイルが万が一にも日本国内に落下した際には重大な被害が発生する可能性も否定できないため、警戒が必要となってまいります。このように、国や地方公共団体の住民に対する安全・安心のため果たすべき国民保護の役割がますます重要となっていることに留意をすべきであります。

また、国内の政治情勢では、8月3日に内閣改造が行われ、第3次安倍内閣が誕生いたしました。森友学園、加計学園の問題や防衛省の日報問題等が政治の混乱を招き、内閣改造を行うことで局面の打開を図ったものと思われませんが、国政の要諦は、一にも二にも国民の皆様の幸せであり、一日でも早い政局の安定を望むところであります。

このように揺れ動く情勢下ではありますが、輪之内町ではしっかりと足元を見詰め、住民のための確かな行政運営を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算2件、決算認定関係5件、条例1件の合計10件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

また、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員4名のうち2名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命につき議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,270万5,000円と定めるものであります。

今回の補正予算について歳出から御説明をいたします。

歳出の総務費において広報掲示板の修繕料及び新設の工事費を18万3,000円増額し、各地区からの要望に迅速に対応できるようにするほか、老朽化した小学校の校内LANのスイッチ機器の入れ替え及び社会保障・税番号制度システムの改修を行う経費として173万4,000円を追加し、事務に支障を来さないようにいたします。

民生費においては、平成28年度の福祉医療費県補助金等の精算還付金を52万4,000円、

国民健康保険特別会計への職員給与等繰出金を81万円増加いたします。

衛生費においては、平成28年度の養育医療費負担金の精算返還金を6万5,000円追加いたします。

土木費においては、橋梁補修工事費を82万9,000円追加し、橋梁の長寿命化を図ります。

消防費においては、輪之内町消防団が去る8月6日に開催された第66回岐阜県消防操法大会に安八郡の代表として出場したことにより、職員手当、費用弁償及び需用費等を支出し、年度内予算が不足する見込みとなったこと、消防設備の修繕料も追加する必要が生じたことにより359万9,000円を追加いたします。なお、県大会における輪之内町消防団の成績は、第10位で優良賞でありましたが、今回の県大会出場により輪之内町消防団の団結力が高まり、災害時にもその力が発揮されるものと期待をいたしております。

引き続き、歳入について御説明いたします。

その主なものは、今年度の普通交付税の額が確定したことにより臨時財政対策債の発行可能額も確定をしたことから、同地方債を2,470万円減額し、地方交付税を3,225万円増額するものであります。

議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億123万1,000円と定めるものであります。

今回の補正予算では、税務課の国民健康保険税の担当者を交代させたことにより給料等の人件費を81万円追加いたします。なお、この財源は、一般会計からの繰入金を充当いたします。

また、平成30年度の国保改革に伴い、電算システムの一部を追加・変更するために32万4,000円を追加いたしますが、この経費につきましては国庫補助金を充当いたします。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、平成28年度の一般会計、特別会計の決算認定について順次御説明を申し上げます。

まず初めに、議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成28年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額44億1,352万1,000円、歳出総額40億1,864万9,000円となり、歳入歳出差引額は3億9,487万2,000円となりました。

なお、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は9,483万1,000円であります。

歳入の33%を占める町税では、4税目全てが増収となり、全体では前年度に対して2,479万5,000円の増となりました。

また、自動車取得税交付金は49万円、地方交付税は4,000万円の増となりましたが、地方消費税交付金は1,436万6,000円、株式等譲渡所得割交付金は472万4,000円、配当割

交付金は282万5,000円減収となりました。

国庫支出金は、小・中学校屋内運動場つり天井対策事業、仁木小学校大規模改修事業に対する公立学校施設整備費補助金が2,010万4,000円増加いたしました。地方創生事業等に対する地方創生加速化交付金が1,051万6,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が1,408万円の減少となり、全体では335万1,000円の減となったほか、県支出金につきましても、介護施設整備に対する補助金の減や営農組合の農地集積に係る補助金の減少により、全体では1,648万5,000円の減となりました。

町債につきましては、将来的負担を展望しながら、臨時財政対策債5,000万円、小中学校空調設備設置事業債9,690万円、小中学校屋内運動場吊り天井対策事業債7,930万円など、計3億3,090万円を発行いたしました。

歳出では、輪之内町第五次総合計画「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現と輪之内町行財政改革大綱の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本とするも、安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開いたしました。

電子計算処理事業では、インターネット系と内部情報系を分離し、情報セキュリティ強化対策を実施いたしました。

学校施設関係では、仁木小学校大規模改修Ⅱ期工事と小・中学校体育館天井落下防止工事や、福東小学校、大藪小学校及び輪之内中学校の空調設備設置工事を実施いたしました。

また、町道の拡幅改良や未舗装道の舗装改良や修繕を行い、道路の保全と交通の安全、円滑化の向上を図りました。

目的別では、総務費が2,723万3,000円、土木費が4,504万8,000円、教育費が1億8,472万3,000円の増となりました。

以上で、平成28年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいります。

次に、議第36号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

国民健康保険事業は、昭和38年の事業開始以来、国民皆保険制度を支える主要な部分を担っており、そのため、町においてはその円滑な事業運営と財政健全化に努めているところであります。

急速な少子・高齢化社会の進展や加入者の高齢化、失業者や低所得者が集中するという制度上・構造上の問題など多くの課題が山積しております。

平成28年度の決算額は、歳入総額12億1,314万5,000円、歳出総額10億9,002万2,000円となり、歳入歳出差引額は1億2,312万3,000円となりました。なお、歳計剰余金処分と

して5,000万円を国民健康保険基金に積み立てております。

平成28年度における医療費は、平成27年度と比較して、高騰した新薬の薬価改定や訪問看護サービス患者の減等もあり、一般被保険者分は5%の減、退職被保険者分も被保険者数の減により42.6%の大幅減となり、医療費全体では6.9%の減となっております。

今後とも町民の皆様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等の保健事業の推進により医療費の抑制を図り、国民皆保険制度を支える国保事業の安定経営に努めてまいります。

次に、議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営し、対象者は75歳以上を基本とし、一定の障がいのある方は65歳からということになっております。

広域連合では、加入者の資格管理、賦課及び医療給付等を行い、市町村では住民の利便性の確保のため、申請書の受け付け等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

決算額は、歳入総額7,201万4,000円、歳出総額7,178万5,000円となり、歳入歳出差引額は22万9,000円となりました。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、461の方が個別健康診査を受診いたしました。受診率は、県内第1位の45.3%、ちなみに県内の平均は21%となっております。なお、27年度からはぎふ・さわやか口腔健診もを行い、口腔機能の観点からも健康増進に取り組んでおります。

次に、議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

平成28年度の決算額は、歳入総額1,660万1,000円、歳出総額1,443万2,000円となり、歳入歳出差引額は216万9,000円となりました。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供をしているところであります。

次に、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明いたします。

平成28年度は、大藪地区（楡俣・四郷）と福東地区（本戸・里・南波）の面整備及び幹線管渠の整備を行いました。

平成28年度に約38ヘクタールを整備したことにより、これまでの下水道整備面積は312ヘクタールとなり、計画面積の84.1%が供用開始となりました。

また、処理区域内人口は8,258人となり、人口ベースでの全体計画に対する下水道普及率は91.5%となっております。

決算額は、歳入総額6億8,590万6,000円、歳出総額6億3,973万9,000円となり、歳入歳出差引額は4,616万7,000円となりました。

なお、このうち翌年度へ繰り越すべき財源は1,749万7,000円でございます。

以上で、平成28年度の各特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第40号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、これまで教育・保育給付の申請が保護者からあった場合に支給認定証を交付することが義務づけられておりましたが、子ども・子育て支援法施行規則の改正により任意とされたことにより、利用者負担額の通知で支給認定の内容を通知できるように改正することを主な内容としております。

以上で、本議会提出議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。平成29年9月4日提出、輪之内町長でございます。

御承知のとおり、固定資産の課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するために、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定をされております。輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員さんは3名でございますけれども、このうち1名の方が平成29年9月30日に任期満了となりますので、委員1名を選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、または固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方の中から選任するということになってございます。

それで、今回、選任をしようとする方でございますけれども、住所につきましては、輪之内町里701番地、お名前は浅野武彦さん、生年月日は昭和19年5月20日、任期は平成29年10月1日から平成32年9月30日まででございます。

浅野武彦さんにつきましては、平成23年10月1日から固定資産評価審査委員会の委員に御就任をいただいております、このたび再任をお願いするものでございます。委員さんは6年間の委員としての経験もございますので、固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えております。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

森島正司君。

○9番（森島正司君）

浅野氏は23年から就任しておられるということでしたが、この間にこの審査委員会というのは何回開かれているか、教えていただきたいと思えます。

○議長（田中政治君）

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

審査委員会が開かれましたのは、平成25年度、平成27年度、平成28年度に委員会を開いてございます。それぞれの年度におきまして2から3回、委員会を開催しております、浅野委員さんにつきましては、これらの委員会に出席をいただきまして、先ほど申し上げましたように、委員としての経験を積んでいらっしゃるということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番。

○9番（森島正司君）

この委員会というのは不服審査だと思いますけれども、この不服を申し出られた方の納得は得られたでしょうか。

○議長（田中政治君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

この委員会で不服に対する審査を行いまして、その結果を御本人さんに通知をすることになってございまして、その通知の結果にまた不服がある場合は、裁判をする

とか、そういった手続となっております。

この委員会の決定通知の後に裁判等を提起されたことがございませんので、一応申し出をされた方は御納得をいただいておりますものというふうに考えております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第31号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第32号について御説明をさせていただきます。議案書の2ページをごらんください。

議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会委員中、2名が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成29年9月4日提出、輪之内

町長。

まず、1人目の方ですが、住所は輪之内町福東新田18番地、氏名は市橋修さん、生年月日、昭和34年3月12日生まれでございます。任期は、平成29年10月1日から平成31年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。市橋修さんは、岐阜歯科大学を卒業され、大垣歯科医院、神戸歯科医院の勤務を経て、平成元年4月よりいちはし歯科医院を開業されております。福東小学校、輪之内中学校の学校歯科医、仁木こども園、福東こども園の園歯科医を務めていただいております。学校医療に詳しい方であり、学校歯科医としての経験により、平成25年10月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

2人目の方は、住所が輪之内町大藪729番地、氏名、野村誓子さん、生年月日、昭和40年4月11日生まれでございます。任期は、平成29年10月1日から平成30年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。野村誓子さんは、名古屋外国語専門学校を卒業され、輪之内町まちづくり基本条例検討会議委員、男女共同参画推進条例及びプラン策定委員、輪之内町総合計画審議会委員等を歴任されております。現在は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会中部支部認定講師、また財団法人メンタルケア協会、精神対話士として相談員に当たられるほか、岐阜労働局の受託事業でキャリア・コンサルタントなど、日々活躍されております。幅広い知識、経験を持たれ、児童・生徒、学校、保護者、それぞれの立場に立って公正に考えられ、教育に対する御提言をいただいております。女性委員、また保護者として平成25年10月から輪之内町教育委員に就任され、現在に至っております。

今回、お二人の任期が異なる理由ですけれども、平成26年6月20日公布の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則により、平成27年4月1日施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、4年という規定にかかわらず、当該委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとするという経過措置によるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、委員についての経歴、あるいは働きぶりなどを説明していただきましたけれども、教育委員会の中における発言状況ですけれども、今、野村委員のほうからはさまざまな提言をいただいているというふうなことがありましたけれども、具体的にどのような提言をもらっているのか。

そして、委員会においてどのような議論が行われているのか。議事録を見ればわかるかもしれませんが、議事録に残るような発言があったかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

松井教育参事。

○教育参事（松井 均君）

まず、会の内容についてなんですけれども、それはおっしゃるように議事録のほうに載っているわけなんですけれども、まず我々がどういったことを出しているかということになるわけなんですけれども、まずは教育長から西濃教育長会等で言った報告等を、大概西濃の教育長会の後に定例会を組むようにしておりますので、まずそういったものの報告を出す。そういったところで疑問点とか質問等があればお受けするという、まずそれを基本でっております。

それから、あと議案といたしましては、いろんな委員さん、我々の教育委員会の中である委員さんの承認とか、そういったことも議論として議案として出させていただいたりとか、そういった中で出しております。

それから、あとは各学校の様子等です。特に先ほどもありましたように、野村さんはそういったカウンセラーのお仕事もやっている関係で子供のケアについては人一倍深い造詣を持っておられて、そういったところでいろいろな御意見をいただいているということもありますし、市橋委員さんからも、例えば歯科健診で行った際の子供の様子とかということも、先日、御報告もございました。

そういったことで、お二人からいろいろと御報告なり提言をいただいているということでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第32号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第32号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案3ページをお開きください。

議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成29年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,270万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成29年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続いて、6ページの第2表、地方債補正について御説明を申し上げます。

臨時財政対策債でございますが、平成29年7月上旬の普通交付税の本算定を経まして、平成29年7月25日に29年度の普通交付税が8億6,467万2,000円と確定したことに連動いたしまして臨時財政対策債の発行可能額も1億7,400万円となることから、今回の減額の補正をするものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。説明につきましては、お手元に別途配付の事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出から説明いたします。6ページをお開きください。

款2. 項1. 目3. 広報費の18万3,000円は、広報掲示板について各地区から修繕及び設置要望に基づき、不足分を追加で計上するものでございます。

次に、目11. 電子計算費の173万4,000円のうち144万2,000円は、平成10年度に各小学校内、中学校内を通信でつなぐ校内LAN整備事業を整備いたしたところでございますが、その後、当町全体が高速通信である光ケーブルを敷設した際にインターネット通信の出口を統一するというので、現在では庁舎内の電算室を経てインターネットを接続し、そのクラスター回線として校内LANシステムがあります。

今回、大もとである電算室に設置してあるインターネット接続機器と各小学校を相互に伝達し合うのに必要な学校側の大もとのスイッチであるレイヤ2スイッチ、通称L2スイッチと呼ばれるスイッチでございますが、それが導入から19年を経過しております。そこで、老朽化に伴い、更新をしたいと考えておりますが、その際、大もとの電算室から出ているインターネット接続環境は、不慮の事故や災害で不通になっても校内LAN環境、各小学校内、中学校内の情報のやりとりを確保する環境を構築すべく、レイヤ3スイッチ、通称L3スイッチと呼ばれるものでございますが、その機器に入れかえ及び設定に係る費用を追加で計上するものでございます。

また、残額の29万2,000円につきましては、平成26年度から今日までマイナンバー関連事務を実施いたしておるところでございますが、当町で行う事務処理としては各個人の情報を入力し、一つは正本として当町のサーバーで管理し、もう一つは副本として国の中間サーバーに送信し、各市町村は業務に必要な情報のみ確認することができますが、厚生労働省分について、これまでの運用で追加や修正が必要な項目なども出ていることから様式を修正するために必要な経費を追加で計上するもので、この経費については、国より3分の2に当たる19万4,000円の補助を受けて実施をしようとするものでございます。

次に、7ページをお開きください。款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費の7,000円は、平成28年度に交付を受けた県支出金について精算によりその超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、目4. 福祉医療費の51万7,000円につきましても、28年度に交付を受けた県支出金について精算によりその超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、目5. 国民健康保険費の81万円は、今年度、税務課で国民健康保険税の業務に従事する職員の給料等が前年度と比較して増加したことによりまして不足分を計上するものでございます。

次に、8ページをごらんください。款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の6万5,000円は、

平成28年度に交付を受けた国庫及び県支出金について精算によりその超過交付額を返還するために計上するものでございます。

次に、9ページをお開きください。款7.項2.目4.橋りょう維持費の82万9,000円は、今年度修繕予定の中央橋ほか3橋の工事費を精査いたしましたところ、現在の予算額では不足が生じるために追加で計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。款8.項1.目1.非常備消防費の314万4,000円は、8月6日に瑞穂市で開催されました岐阜県消防操法大会において当町の第2分団がポンプ車操法の部に出場し、好成績をおさめたことは御案内のとおりでございます。この県大会出場に向けて団員さんの操法訓練等が実施されたことによりまして、今後の支払うべき消防団員の費用弁償及び消防担当職員の時間外勤務手当等が不足することが見込まれることから追加で計上するものでございます。

次に、目2の消防施設費の45万5,000円は、消防車両2台のバッテリー交換に要する費用のほか、消防水利標識の修繕などを追加で計上するものでございます。

続きまして、歳入の補正について御説明を申し上げます。戻って恐縮でございますが、3ページをお開きください。

款9.項1.目1.地方交付税の普通交付税3,225万円は、先ほども申し上げましたが、7月25日付にて本年度の交付税額8億6,467万2,000円が決定いたしました。そのうち補正予算額の総額に対して不足分を計上するものでございます。

次に、4ページをお開きください。款13.項2.目1.総務費国庫補助金19万4,000円は、歳出の総務費で御説明申し上げましたが、マイナンバー関連事業でレイアウト及び項目修正などの費用の3分の2に相当する額を受け入れようとするものでございます。

最後になりますが、5ページ、款20.項1.目1.総務費債の臨時財政対策債につきましては、冒頭の議案の6ページの第2表で出てまいりましたが、普通交付税の本算定を経て臨時財政対策債の発行が可能となる額が確定いたしましたので、臨時財政対策債の超過分2,470万円を減額するものでございます。

以上で、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の7ページをお開き願いたいと思います。

議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成29年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億123万1,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。詳細につきましては国保の事項別明細書にて説明をさせていただきたいと思っております。

国保の事項別明細書の歳出、6ページをお開き願いたいと思います。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費で補正額の113万4,000円につきましては、今年7月の人事異動によりまして人件費の不足額、給与、手当、共済費を合わせまして81万円と、平成30年度の国保改革に伴いまして国保月報と国保年報の様式が変更されるために、情報センターの国保電算システム改修による委託料を32万4,000円増額補正するものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。款8.保健事業費、項2.保健事業費、目2の保健衛生普及費の9万7,000円は、今年6月1日から郵便料金の改正がございました。52円から62円による郵便料金の不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをお開き願いたいと思います。

款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2のシステム開発費等補助金32万4,000円につきましては、先ほど歳出で申しました行政情報センターの国保電算システム改修の国庫補助金で、補助率は10分の10、100%でございます。

続きまして、4ページの款9. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金でございますが、81万円につきましては、人事異動による人件費の不足額として一般会計より繰り入れ補正するものでございます。

5ページの款10. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金の9万7,000円につきましては、郵便代金の不足分の財源として補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議第35号から議第39号まで一括して御説明させていただきます。

お手元に配付してございます平成28年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書にて御説明させていただきます。

まず、決算書の1ページをお開き願います。

中段にございますとおり、上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成29年9月4日、岐阜県輪之内町長ということで、以下、順次御説明申し上げます。

平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金としまして44億1,352万727円、歳出金は40億1,864万9,092円、歳入歳出差引残金3億9,487万1,635円、うち翌年度繰越金は3億4万635円でございます。

続きまして、2ページでございますが、平成28年度実質収支に関する調書の区分5. 実質収支額は3億4万635円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

款1. 町税は4項目ございまして、調定額に対する収入済額は14億5,484万2,939円で、収入割合は94%でございます。

款2の地方譲与税から、次にめくっていただきまして、5ページの款10. 交通安全対策特別交付金までにつきましては、調定額を100%収入しております。

款11. 分担金及び負担金は、調定額に対しまして収入割合は98.3%でございます。

款12. 使用料及び手数料は、調定額に対しまして99%でございます。

款13の国庫支出金から、次の7ページ、款18の繰越金までにつきましては、調定額を100%収入しております。

款19. 諸収入につきましては、収入割合は96.3%でございます。

款20. 町債につきましては、3億3,090万円を発行しております。

歳入合計全体では、調定額45億1,079万3,320円に対しまして収入済額44億1,352万727円となりまして、収入割合は97.8%でございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思えます。

款1の議会費でございますが、予算に対する執行率は98.6%。

款2の総務費は、執行率97%でございます。翌年度繰越額につきましては、個人番号カード関連事務交付金でございます。

款3の民生費は執行率93.8%ございまして、翌年度繰越額につきましては、臨時福祉給付金でございます。

款4の衛生費は、執行率94.7%。

款5の農林水産業費は、同じく執行率97.2%。

款6の商工費は、執行率96.2%。

款7の土木費は、執行率93.6%でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。款8の消防費は、執行率97%でございます。

款9の教育費は執行率63.6%でございますが、翌年度繰越額につきましては、大藪小学校の大規模改修工事費でございます。

款10の公債費は、執行率99.9%でございます。

款11の予備費につきましては、執行はございませんでした。

歳出合計全体では、支出済額が40億1,864万9,092円で、執行率は87.7%ございました。

続きまして、87ページをお願いいたします。

平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金は12億1,314万5,447円、歳出金は10億9,002万2,310円、歳入歳出差引残金は1億2,312万3,137円、基金繰入金は5,000万円でございますので、翌年度繰越金は7,312万3,137円でございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。

款1. 国民健康保険税の調定額に対する収入割合は75.8%でございます。

款2. 使用料及び手数料から、91ページの款11. 諸収入までにつきましては、調定額100%収入しております。

歳入合計全体では、調定額に対しまして収入済額12億1,314万5,447円となり、収入割合は93.7%ございました。

続きまして、歳出でございます。93ページをお願いいたします。

款1. 総務費の予算に対する執行率は94.2%。

款2の保険給付費の執行率は87.8%。

款3. 後期高齢者支援金の執行率は89.4%。

款4. 前期高齢者納付金の執行率は44.3%。

款5. 老人保健拠出金の執行率は5.6%。

款6. 介護納付金の執行率は86.8%。

款7. 共同事業拠出金の執行率は99.3%。

款8. 保健事業費につきましては、執行率80.9%でございます。

款9. 公債費の執行はございません。

款10. 諸支出金の執行率は81.3%ございました。

1枚めくっていただきまして、95ページの款11. 予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計全体につきましては、支出済額が10億9,002万2,310円で、執行率は89.8%ございました。

続きまして、117ページをお願いいたします。

平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入金は7,201万4,408円、歳出金は7,178万5,508円、歳入歳出差引残金は22万8,900円で、翌年度繰越金も同

額でございます。

1枚めくっていただきまして、119ページ、歳入から御説明を申し上げます。

款1. 後期高齢者医療保険料では、調定額に対する収入割合は99.7%でございました。

款2. 使用料及び手数料以下につきましては、収入割合は100%でございます。

歳入合計全体では、調定額に対しまして収入済額7,201万4,408円で、収入割合は99.8%でございます。

続きまして、歳出でございます。121ページをごらんいただきたいと思います。

款1. 総務費につきましては、予算に対する執行率は94.7%。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金の執行率は99.6%。

款3の保健事業費の執行率は99.2%。

款4の諸支出金の執行率は6.7%。

款5の予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計全体につきましては、支出済額が7,178万5,508円で、執行率は97.8%でございます。

続きまして、129ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金は1,660万1,511円、歳出金は1,443万2,110円、歳入歳出差引残金は216万9,401円で、翌年度繰越金も同額でございます。

1枚めくっていただき、131ページ、歳入から御説明を申し上げます。

款1の障害児給付費、款2の使用料及び手数料、款4の財産収入、款5の繰越金、款6の諸収入、これらはいずれも調定額と収入済額が同額で、収入割合は100%でございます。

款3の繰入金はございませんでした。

1枚めくっていただきまして、133ページ、歳出をお願いいたします。

款1. 総務費の予算に対する執行率は66.5%でございます。

款2の児童発達支援事業費の執行率は90.9%。

款3の予備費につきましては、支出がございません。

歳出合計全体につきましては、支出済額が1,443万2,110円で、執行率は86.8%でございます。

続きまして、139ページをお願いいたします。

平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書でございます。歳入金は6億8,590万6,132円、歳出金は6億3,973万9,207円、歳入歳出差引残金は4,616万6,925円でございます。このうち翌年度繰越金は2,866万9,925円でございます。

1枚めくっていただきまして、141ページをお願いいたします。歳入から御説明させていただきます。

款1. 分担金及び負担金の収入割合は88.4%でございます。

款2. 使用料及び手数料の収入割合は99.1%でございます。

款3の国庫支出金から次ページの款9. 町債までは、いずれも調定額と収入済額は同額で、収入割合は100%でございます。

歳入合計全体では、調定額に対しまして収入済額は6億8,590万6,132円で、収入割合は99.3%でございます。

続きまして、歳出、145ページをお願いいたします。

款1. 公共下水道費の予算に対する執行率は70.9%でございますが、翌年度繰越金としまして1億5,600万円でございます。

款2の公債費につきましては、執行率99.8%でございます。

款3の予備費についての支出はございませんでした。

歳出全体合計につきましては、支出済額が6億3,973万9,207円で、執行率としましては78.1%ございました。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

具体的には細かいことは、また委員会のほうでお聞きすることになると思いますけれども、総括的にちょっと問題点というか、私の思っていることをちょっとお聞きしたいと思いますが、特に国保の問題ですけれども、これは一般質問でもたびたびお伺いしておりますけれども、今、国の制度改革で低所得者対策のためということで、1,700億円の財政支出がなされているということで、28年度は国保税が輪之内町の場合、十数%引き上げられたわけですね。27年度から1,700億の財政投入があるはずなのに上げられてしまった。

結果的に見ると、その十数%の国保税値上げによって28年度は1億2,300万円の余剰金が出て、そのうち5,000万円を基金に積み込んだということですがけれども、これについてどのように考えておられるのか、国の補助というのはどのように使われているのかと。

本来、低所得者対策ということですので、国保税の引き下げまでいかなくても引き上げの抑制とか、そういうふうに関わるべきであったのが、それに反して引き上げられてお

るということですね。それについてどのように感想を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

会計管理者 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

平成27年度の医療費は前年の26年度と比較しますと、被保険者が減少しているにもかかわらず、年間で約7,000万円の増加となりました。それで、支払いに不足が生じまして、結果、5,500万円あった国保基金から3,500万円を繰り入れまして事なきを得ましたけれども、基金の残額は2,000万円となりました。

平成28年度予算では、7カ月間は前年の実績で、残り5カ月間をそれまでの高額月の平均値をもとに平均医療費を見込みまして、国や県からの補助金や支払基金からの高額医療費等の歳入を差し引きまして、不足額を国保税として賦課をいたしております。その際、平成27年度の賦課税率、賦課額では算出した国保税額を確保できないということで、28年度は税率、税額の改正を行った次第でございます。

平成27年度の年末から28年度の春まで続きました月額約5,000万円程度の医療費が平成28年度に入ってから4,000万円台の前半ということで推移いたしましたために、結果的に歳出額が少なくなりまして、平成28年度全体の残金が多くなったということでございます。

基金への積み立てにつきましては、国保の基金条例で基金の積立額についての記載がございまして、保険給付金額の12分の2に相当する金額に達するまでということが規定されております。国保会計では2カ月分程度の基金、現状でいきますと1億二、三千万円程度になりますけれども、この程度の基金を保有しているのが理想であるということで、現在、5,000万円を積み立てまして7,000万円ほどの基金になっておりますので、この税率、税額の変更につきましては、適正ではあったのではないかと。結果的に医療費が伸びなかったために、それだけの残金が残ったということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

質問に答えておってもらえないと思うんですけれども、この1,700億円の国からの援助、輪之内町は幾ら来ているかと。それを無視して28年度の予算を立てられた。それを無視していたから財源不足になった。それを入れておれば財源不足にならなかったんじゃないですか、この予算策定時において。それで歳入がふえて、結果的に上げた分だけが余ってしまったというふうに思うわけです。

国からの財政支援というのは幾らあったのか、どういうふうに使われたのか、

その辺の説明が全くないわけですが、その辺をもう少し、どのくらいあったのか、それをなぜ見込まなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

会計管理者 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

国からの支援1,700億については、当町には保険基盤安定繰入金ということで一般会計に入ってまいります。その金額につきましては、全て国保会計に繰り入れておりますので、そういった国・県からの補助等を全部入れまして、差し引きして残りの分を国保税として賦課しております。

それで、1,700億円も繰り入れの中に入っておりますので、当然それも含めて試算してでの国保税賦課でございますので、全くこの1,700億円が生かされていないというものではございません。これも含めての予算の作成を行いましたので、この分は加味しております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

なぜか答弁を逃げておられるんじゃないかと思うんですけれども、加味しておると言われるけれども、予算策定時において、保険税を確定する時点において、国からの予算は反映されていなかったんじゃないですか。その後、3月の補正でその分が追加されたと。

これは最初からやっていけば、3月に追加するんじゃなくて、これは平成27年度もあったわけですから、27年度の実績から見れば、28年度の当初予算で十分それができたわけです。それをやらずに国保税を十何%も上げてしまったと。その上に国からの追加予算といいますか、支援予算を後から追加していると、だから金が余ってしまった。余ったからといって、それを町民に返すのではなくて基金に積んでしまうということになるわけですが、その金額はどこにどういうふうに入っているかということをお伺いしたいです。今ここで説明ができないんだしたら、また決算委員会ででも十分理解できるように説明してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中政治君）

会計管理者 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

28年度の予算までは過去の保険基盤安定の繰り入れにつきましては、過去一度に上がったたり下がったりしますものですから、6年間の平均をもって歳入に入れておりました。26年度から1,700億の国の支援が続いておりますので、次年度からはこれを6年間の平

均をとっていたものを3年間の平均でやろうということで、予算を編成しようということで予定をしております。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第35号から議第39号までについては、7人の委員で構成する平成28年度決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第35号から議第39号までについては、7人の委員で構成する平成28年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成28年度決算特別委員会の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、平成28年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

平成28年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長は、高橋愛子君、副委員長は、上野賢二君です。

これで報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第15、議第40号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、御説明させていただきます。議案書の11ページをごらんください。

議第40号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年9月4日、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正の要点につきましては2点でございます。

まず1点目、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により第4条の2及び第7条第2項が新設されました。それによりまして、これまで義務でありました支給認定証の交付が任意化をされ、これに伴って支給認定証の内容を記載した利用者負担額の通知で代用できるようにするというものでございます。

2点目、第15条関係でございます。第15条関係では、第7次地方分権一括法の中で幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限が都道府県から指定都市へ移譲されることになり、これに伴う認定こども園法の一部改正によりまして町条例で引用しておりました条項にずれが起きたため、これを修正するものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをごらんください。

まず1点目、8条関係でございます。もともとこの条例と申しますのは民間事業者等が教育・保育の給付の支給認定、平たく申しますと保育の決定でございますが、それをした子供に教育・保育を給付するために輪之内町で特定教育・保育施設等、認定こども園のことと申していただければいいんですけれども、それらを開設した際の運営基準を定めたものでございます。

これまで町が教育・保育の給付の支給認定をした際には、支給認定証を交付し、特定教育・保育施設等の事業者、こども園等の開設者のこととなりますが、この支給認定証により支給認定の有無、支給認定子供の該当区分、支給認定の有効期間、保育必要量等

を確認するという作業をしております。このたび、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により第4条の2が新設をされまして、支給認定保護者から申請があった場合のみ支給認定証を交付する。すなわち、任意化、希望制となりました。さらには、任意化した際には、第7条第2項の新設によりまして支給認定保護者に通知する利用負担額通知書に支給認定証の内容を記載するとされたところでございます。

これらの改正を受けまして、第8条では、「必要に応じて、」及び「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」という文言を追加したものでございます。この8条は公布の日からの施行でございます。

次に2点目、第15条関係でございます。現在、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園型こども園、保育所型認定こども園のことですけれども、それらの認定に係る事務・権限は都道府県が行うことになっております。このたび、この認定に係る事務・権限を都道府県から指定都市に移譲することを目的として、第7次地方分権一括法の中で認定こども園法について所要の改正が行われたところでございます。

認定こども園法の改正では、指定都市への権限移譲に関して第3条の第9項が第11項に繰り下がりましたので、それに合わせる格好で条例を改正するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(田中政治君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第40号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第16、発議第1号 道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

北島登君。

○7番（北島 登君）

発案書。

発議第1号 道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書。道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書を次のとおり発案する。平成29年9月4日提出。提出者、輪之内町議会議員 北島登、賛成者、同じく森島光明、賛成者、同じく小寺強。輪之内町議会議長 田中政治様。

道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、最も重要な社会基盤として、経済・社会活動を支えるものであり、空港・湾岸及び鉄道を持たない本町においては、自動車交通への依存度が高く地域の活性化や災害時の防災ネットワークとして、期待されています。また、道路施設の老朽化、交通安全対策等の課題に直面する中、安全安心で円滑な交通を確保する道路整備は急務であり、持続的かつ安定的な財源の確保は極めて重要となっています。

輪之内町では、東海環状自動車道を初めとする高規格幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワーク形成として、同自動車道西回りルートにおける養老インターチェンジへのアクセス道路と、新養老大橋の架橋建設推進を要望しています。さらに、国道258号に接続する主要地方道羽島・養老線の福東大橋付近の交通渋滞解消など、多くの住民から要望が寄せられています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定による補助率のかさ上げ措置が平成29年度末で切れ、地方負担が増加することになれば、自治体運営にも多大な影響を招くことになります。

よって、国においては道路整備を引き続き促進するため、長期的かつ安定的な予算確保と充実を図るとともに、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成29年9月4日、

岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 野田聖子様、国土交通大臣 石井啓一様、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様。

以上でございます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この意見書の中身については問題はないと思います。輪之内町にとっても大変重要なことだというふうに思っておりますが、今、この政府のほうはこれを廃止しようとしているというようなことですけれども、それに対して執行部としてはそういうふうな意見を県なり国なりにどんどん上げているのかどうか。

今回、議会として意見を提起するわけですけれども、執行部からの意見提起というのはどうなっているかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

執行部ということでお答えいたしますが、町のほうでは、各道路関係の団体とかでこういったかさ上げ措置の継続に対して国への要望なり意見書なりは7月に提出させていただいておるところでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうやってやっていただくにもかかわらず、政府のほうとしてはなかなか重い腰を上げないというのが現実だというふうな認識でよろしいですか。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

その政府のほうはなかなか腰を上げないとか、そういったところでは直接はございませんが、現在、この法律については、この意見書の中でも出てまいりましたように、29年度末、30年3月に時限措置として切れる予定となっております。それに対しまして、

また国のほうでのこの期間の延長等を求めていくために、こういった町なり議会なりが意見、要望の取りまとめに動いておるというところがございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから発議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 道路整備事業に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号から議第39号までについては、9月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月13日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前10時50分 散会)

平成29年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第10日目

平成29年9月13日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成29年第3回定例町議会付託事件）

日程第4 議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第36号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成28年度決算特別委員会委員長報告

（平成29年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	福祉課長	菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中久晴	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第3回定例輪之内町議会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第33号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第33号、議第34号についての審査報告がありました。

次に平成28年度決算特別委員長から、議第35号から議第39号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

頑張る町長、副町長を置かれては。

町長におかれては、今月には古希を迎えられ、誠におめでとうございます。

県職定年退職後、連日休みなしの公務、御苦労さまでございます。本来ならば還暦を迎え悠々自適の生活が送れることもできたのに、一念発起、輪之内町を変えようと、「もっと、もっと」の8つの政策を掲げられて実現に向かって突き進んでこられたのが、十年一昔という言葉もあり、一区切りの時期でもあります。

安倍総理、トランプ大統領は、夏休み休暇をとって英気を養っていると報道がありますが、町長が夏休みをとっているとは聞いたことがありません。年中無休であります。もっとプライベートの機会をとって英気を養ってください。

現在、西濃2市9町では、副町長を置いていない市町は、神戸町と輪之内町だけになりました。以前では我が町には副町長は必要がないという意見が多数を占めておりましたが、現在では意見の割れるところでもあります。町民には町長の勤務実態がわかっていないからで、近くで見ていると、尋常では務まらない職務、激務であると感じます。

町長独自で参事は決められますが、副町長選任は議会の承認が必要で、町長一存の権

限だけは置けない案件であります。

平成19年、町長就任以来、町長を必死でサポートしてきた幹部職員たちが続々と定年を迎えつつあり、有能な職員が去っていくとき、今後の町政運営が大変であろうと思われます。法制上、幹部たちの再任先（ポスト）も考慮していただかなければなりません。町長の一存では首の切れない副町長を置くことを考慮されてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、66回消防操法大会優良賞、町長公用車運行規則についてお尋ねをいたします。

消防操法出場消防団員の皆さんには、連日の猛練習の成果を発揮されて、誠にありがとうございます。

先月、8月22日、尾張地方では落雷が3,000回以上も発生し、落雷による火災と思われる被害が4件あったと報道されました。当日、私は東の方角を見詰めていて、いつこちらに雷雨、豪雨がやってくるかと心配をしておりましたが、こちらには大したこともなく、幸いでありました。

地震、雷、火事、おやじ、職員は地震、雷、火事、町長と、最近の災害は、現実についてこちらに雷雨、豪雨災害が発生してもおかしくなく、よそごとではない状況であります。公共施設の避雷針の検診はいつ行われたか、お答えください。

4年前、25年9月4日午後、岐阜地方気象台発表で時間108ミリという豪雨があり、当町でも1件、床下浸水が発生したと早い段階で報道がありました。当日、私は店の駐車場の車の中にいて、おおよそ1時間、外にも出られない状況で、いつ豪雨がやむかとじっと閉じこもっておりました。

言葉尻を捉えるようで誠に申しわけありませんが、4日の議会で「ゲリラ豪雨の被害に遭っていない当町」とおっしゃいましたが、25年9月4日午後のゲリラ豪雨当日、町内にはおられなかったのでしょうか。当日、本来ならば役場に緊急待機している状況だったと考えますが、いかがなものか。町長は当日、25年9月4日、どんな体験、経験だったか、お答えください。

当町は堤防が崩れない限り浸水だけで免れられる地帯ですが、町長の強い政治力で念願の4号排水ポンプがゲリラ豪雨の半年おくれの26年3月に完成し、やや安心しているところであります。5号目のポンプは必要ないとお考えか、お答えください。

雷雨どきの消防団の出動は、大変危険を伴いますが、いざというときには出動していただかなければなりません。消防団の活動を期待するものであります。それに引きかえ、最近の町長の行動はどうか、疑問を感じるところであります。

先般の消防操法大会のときには、町長の選挙参謀を務められたと言われているK氏を参事の運転で、ナンバーワンの公用車に同乗なさって大会に出席なさったそうですが、いかがなものでしょうか。

議長は、みんなと一緒にのバスで応援に出かけております。帰りのバスの中での会話で

すが、区長会、まとい会のメンバーや、ほかの応援のグループの人たちからも議会が軽視されているのではないかと問われました。

どなたの発案で町長、参事、K氏で、選挙参謀と言われるKさんを同乗させたのか、お答えください。

町長公用車運行管理規則はあるのかどうか、お答えください。

「人のふり見て我がふり直す」、以上でございます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問、古田東一議員からは2項目の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず1項目め、頑張る町長、副町長を置かれてはの御質問でございます。

まずもって、御質問の中で私に対するねぎらいの言葉を頂戴いたしまして、誠に恐縮すると同時に感謝を申し上げたいと思います。

確かに忙しい毎日を過ごさせていただいております。そのような状況から、少しでも余裕を持てるようにという御配慮の中での御質問かと思えます。

御質問の中にもございましたが、現在、副町長は置いておりませんが、必要と判断した場合には、これはちゅうちょすることなく設置をしております。町政に停滞は許されないと思っております。

次に、2項目めの第66回消防操法大会優良賞と題された御質問にお答えをいたします。

輪之内町消防団は、去る8月6日に瑞穂市で開催された第66回岐阜県消防操法大会に安八郡の代表として出場いたしました。結果は、第10位で優良賞を獲得いたしました。消防団の連日にわたる訓練、本当にお疲れさまでした。また、大垣消防組合の熱心な御指導に感謝を申し上げるところでございます。

私が感銘を受けましたのは、好成绩もさることながら、消防団が「オール輪之内」をスローガンに掲げ、大会に選手として出場した第2分団だけではなく、他の分団も一丸となって訓練を積み重ねてきたことでもあります。一つの目標に向かった消防団が一致団結する、このことが組織の団結力を高め、火災や災害が発生した際にもその力が発揮できるものと確信をしております。

それでは、具体の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、公共施設の避雷針の点検についてお答えをいたします。

避雷針は、建築基準法上では20メートル以上の建築物に設置をすることとされており、町の公共施設にも庁舎を初めとして幾つかの施設に設置をしております。避雷針は、よほど大きな雷撃でない限り、かなり長期間使用に耐えるものであり、現在のところ点検

は行っておりませんが、設置してから年数も経過しておりますので、今後、接地抵抗等の点検を行ってまいります。

今議会の初日に、提案説明の中でゲリラ豪雨の被害に言及をさせていただきました。今年は各地でゲリラ豪雨による被害が発生しているが、幸い輪之内町は今年はこのところゲリラ豪雨による被害が発生していないと申し上げました。

議員のおっしゃった平成25年9月4日、輪之内町を襲ったゲリラ豪雨、これはかなりの雨でございましたので鮮明に記憶をしております。当日は、私自身は「赤十字奉仕団員のつどい」が岐阜市の文化センターであり、どしゃ降りの雨の中を役場まで帰ってまいりました。その後は庁舎内で当然のことながら待機し、情報収集に当たっていたことを申し上げておきます。

15時19分に岐阜県記録的短時間大雨情報、輪之内町付近で約110ミリ（時間雨量）と記憶しておりますが、まさにこれがゲリラ豪雨の実態かと感じたところでございます。なお、この際は、幸いなことにゲリラ豪雨の継続時間が比較的短時間でございましたので、町内の被害も最小限にとどまったところでございます。

次に、福東排水機場に5基目の排水ポンプは必要ないと考えているのか、その辺の考え方をというお尋ねでございましたが、4号ポンプを設置したことにより、計画的には整備は完了したものと認識をしております。

しかしながら、最近において国土交通省が想定しております年超過確率1,000分の1以上、1,000年に1回と言われるような最大想定降雨があった場合にも対応できるかどうか、これらについては、できる限り慎重に今後もその状況を検討していく必要があるんだろうと、そんなふうと考えているところでございます。

最後に、御質問の後半部分の中で岐阜県消防操法大会における送迎の件につきましてお尋ねがございました。

まず、誰が判断したかと、本件に関しては危機管理課長の判断がございました。課長の報告によりますと、私もKさんも県大会本部から来賓として案内状が送付されておりました。あわせて、駐車場の場所を指定した駐車券も送付されてきておりました。課長とKさんが県大会について話す機会があった際に、Kさんは最近長い距離を歩くことがつらくなってきたというお話の中で、大会会場に最も近い来賓駐車場に駐車できる私と同乗してはどうかとお勧めをしたとのことでございました。

なお、公用車の使用に当たっては自動車使用簿の記載を義務づけておりますが、御質問にあります町長公用車運行規程なるものは特に定めてはおりません。

以上で、古田東一議員の御質問への答弁とさせていただきます。

（2番議員挙手）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

ありがとうございました。

町長にあっては町民からはサラリーマン町長とやゆされておりますが、至って元気であられます。汚名挽回のチャンスであります。県下には5期目の町長もいるとおっしゃっていましたが、傘寿、80歳まで務め上げ、大型プロジェクトの養老大橋の完成開通と楡俣大橋の架橋のめどをつけるまで、気力、体力のある限り頑張っていたいただきたいと願っております。現時点の心境をお伝えください。

次に2番目の質問であります、トップとナンバーツーは緊急事態を想定して別々の行動で出かけられたほうがよいのではないかと、お答えください。

次に、浸水した箇所ではありますが、北側道路を横断して水路を確保すれば防げると当事者は述べておられますが、それはできないのか、お答えください。以上であります。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

3点ほどのお尋ねだと理解しております。

今後の町政について私がどうかかわっていくかという話でございますけれども、現段階では、今一生懸命やるとしか言いようがないんですけれども、ただ、いろんなプロジェクトの中でそれぞれのめどをつけるということは大事でございますので、めり張りをつけてその辺のところは考えていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、トップとナンバーツーの同行はいかがなものかということについては、これは原則的には、今、古田議員がおっしゃったとおりでございますので、できるだけ危険分散、もしくは危機管理という意味からも当然そうあることは望ましいというふうに考えますが、なかなかそうはいかない部分もございますので、できるだけそういうふうにはしていきたいと思っております。

それから、3つ目の冠水の件は、かつて浸水があったところについてのお尋ねだと思われまので、その辺について担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

ただいま水路の横断に対する対応についてお尋ねかと思われま。これにつきましては、地元のほうでの排水路のゲート操作等、現在に至りましてはきちっと操作をされ、そういった越水等の被害はなくなっている状況でございます。

それと、もう一点、こういった事態に対応いたしまして敷地沿いに道路の側溝が設置してあるわけでございますが、そのふたを網目に改良したり、側溝の排水先を2カ所に排水できるようにしたり、排水能力の向上に努めさせていただいたところでございます。

よろしくお願いたします。

(2番議員挙手)

○議長(田中政治君)

2番 古田東一君。

○2番(古田東一君)

水路の関係ですが、当事者とは余り話をされていないのでしょうか。あそこは水路、道路の下に水はけ口をつくれば解決されると当事者は言っておるのですが、そういったお話はされていないのでしょうか。

それと、先ほど町長さんのお答えですが、今後とも頑張ってください。よろしくお願いたします。

○議長(田中政治君)

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長(近藤豊和君)

こういった被害のあるところ、地権者、当事者等とは十分協議を行いまして対応のほうをさまざま検討させていただいておるところでございます。

この案件に関しましては、当事者とも、それから地元の用水の管理者とも話し合いを進め、現在に至っておるところでございます。

○議長(田中政治君)

次に、1番 上野賢二君。

○1番(上野賢二君)

おはようございます。

続いて質問させていただきます。

地域公共交通について。

近年、全国的に少子・高齢化、人口減少、マイカーの普及を背景とするバス利用者の減少に伴い、バス事業者の撤退が進む中、路線バスの廃止に呼応する形で公共交通空白地域対応、高齢者福祉対応などを目的にコミュニティバスの導入が増加し、中部運輸局管内でも全市町村の9割が運行するに至っております。しかし、コミュニティバスの拡大は、自治体の財政負担も増大させています。

このような状況の中、路線バスやコミュニティバスなどの路線定期型交通にかわり、生活弱者の足を効率的に確保する究極のシステムとしてデマンド型交通を導入する自治体が急増してきています。

本町におきましても同様の状況下であることから、平成25年度に公共交通に関する調査、課題研究を実施し、平成26年3月に輪之内町地域公共交通総合連携計画が策定され、平成27年1月5日、いち早くデマンドバスの運行が開始されました。現在では広域的な移動に対応するために、町と大垣駅前を結ぶ輪之内線、町と岐阜羽島駅を結ぶ輪之内羽

島線、隣接市町への移動に対応する南北線の3路線バスと公共交通不便地域のカバー、地域生活交通としてのデマンドバスを組み合わせた方式で運行されております。

本町のこの地域公共交通形態は、多方面に配慮された最良のシステムとして高評価をいたしておりますが、平成27年10月に行われた町民アンケートでは、住みにくい町と感じている人は24.7%で、その理由として、75.5%の人が公共交通機関が充実していないからと回答をしております。

輪之内町地域公共交通総合連携計画の記念理念「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまちづくりの一翼を担う公共交通の構築を目指す」のさらなる推進に努めていただきたいと思います。

そこで、今後の重点施策であります広域基幹バスの機能強化とデマンドバスの利用促進について質問いたします。

1. 広域基幹バスの機能強化。

輪之内町地域公共交通総合連携計画には、新たな幹線系統として通学・通勤の利便性を向上させるため、墨俣・穂積駅方面への導入を検討するとあります。

お隣の安八町では、今年度、アンケートによる町民ニーズに応え、安八温泉から穂積駅間の地域幹線バス事業を予算化し、瑞穂市と連携して計画を進めています。この路線は、穂積駅から岐阜・名古屋方面への通勤・通学のみならず、途中には大垣桜高校、朝日大学、大型商業施設があります。輪之内町にとっても大変魅力的な路線であります。

私は前々から、比較的渋滞の少ない南北移動であり、名古屋へ行くのに大垣駅からよりも所要時間が6分短く、運賃も90円安い穂積駅へのバス運行を熱望しておりました。町長も以前から、海津市、輪之内町、安八町、瑞穂市を結ぶバス路線の開設に意欲を示されておりました。先を越された感はありますが、今からでもこの計画に参入できないのでしょうか。参入できないのであれば、今後、安八温泉での接続を考え、南北線を強化していかなければならないと思います。

2. デマンドバスの利用促進。

本町のデマンドバスは、平日（月曜日から金曜日）運行で、運行時間は8時30分から16時30分です。乗下車地は定められた約150のバス停で、乗車1時間前までに予約する必要があります。利用者のニーズに合わせ利用促進を図るには、運行時間の延長、予約可能時間の短縮、乗下車地の拡大等を検討する必要があるのではないのでしょうか。

参考までに、近隣のデマンド型交通を導入している市町の運行状況を調べますと、養老町は平日の8時半から17時運行で、予約は乗車30分前まで、大野町は平日の7時30分から17時運行で、予約は乗車30分前まで、バス停乗下車が基本ですが、自宅前事前登録（要件あり）をすれば家の前にて乗下車でき、自宅前登録が可能になってから利用者が激増しております。海津市は、平日の8時30分から17時運行で、予約は乗車1時間前まで、美濃市では、毎日8時から18時の運行で、予約は乗車30分前までとなっています。

全国的に見ますと、最究極のシステムとして、決められたバス停はなく、需要に応じて自宅から外出先へ、外出先から自宅へといった戸口から戸口を結ぶドア・ツー・ドアのデマンド乗り合いタクシーを運行している自治体もあります。

運行時間は、少なくとも前後30分の延長、予約可能時間については、多くの自治体が発行しているように乗車30分前までに短縮する。それから、乗下車地につきましては、大野町形式の自宅前事前登録制度を取り入れることも一考ではないでしょうか。もちろん、自宅前事前登録には肢体不自由者等の障がい者、妊婦、運転免許証自主返納者、後期高齢者など一定の要件を定めることが必要であると思います。

バス停につきましては、観光委員会から要望が出ておりますウォーキングマップに掲載されている名所や文化財、遺構、歴史的建造物等でバス停未設置箇所にバス停を設置して、歴史探訪やウォーキングツアーへの活用の利便性を図っていただきたい。

また、バス停設置を、現行ルートから3キロ以上離れており、名鉄羽島線・竹鼻線によりアクセス可能として見送られた羽島市民病院のバス停設置を再考していただきたい。確かに名鉄羽島線・竹鼻線にてアクセスは可能であります。バスから岐阜羽島駅にて乗りかえ、名鉄電車に七、八分乗り、竹鼻駅にて下車して10分ほど歩かなければならず、さすがにこの方法で羽島市民病院へ通院する人はいないのではないのでしょうか。デマンドバスであれば岐阜羽島駅から10分もかからないはず。羽島市民病院の町内利用者は少なくないと思います。ぜひともバス停設置に向けて検討していただくことを要望いたします。

以上、今後の地域公共交通の捉え方、進め方について町長並びに担当課長の御見解をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員の地域公共交通についての御質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に申し上げておきますけれども、輪之内の地域公共交通のあり方について不断の見直しをすることは当然であります。もちろん、今のものがもっとよりよい形に向けてやっていくことについて不断の努力をしていくことは当然であり、それはその努力をすることをお約束しておきます。

それを前提に、御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目の広域基幹バスの機能強化について、安八町が瑞穂市と連携して進めている穂積駅までのバス路線計画に参入してはどうかという御提案でございます。

この穂積駅までの路線バス運行につきましては、平成25年度に岐阜県が地域公共交通協議会調査において、東海道本線より南側に居住する方に対して穂積駅までのバス路線

が新たに運行された場合についての住民アンケートをいたしております。

輪之内町の世帯にも無作為での調査が行われ、輪之内町ではそれについて利用したい、運行条件によっては利用したいとする人は合わせて26.5%、その運行条件、乗るというためにどのようなことをお考えかということですが、1つはバス停までの時間が5分程度、2つ目には30分に1本程度の運行があること、3つ目には運賃は500円程度、まずそれであるならば乗る希望があるというふうに理解をいたしております。

そういう意味でいいますと、今、安八町と瑞穂市が計画しております運行経路、これは正式に情報として聞いておりませんが、いろいろなところから総合いたしますと、あすわ苑が出発地になるようでありませうけれども、およそ20カ所のバス停を経由すると。それを考えますと、仮に輪之内からそこを経由して行くという話になりますと、私どもの輪之内町から穂積駅に到着まで約1時間ぐらにかかるといえるかなという状況になります。加えて運行に供用されるバスも2台で運行するとの情報でございますので、そういたしますと1時間に1本ぐらいの運行割合ということになります。

運賃につきましては、安八温泉と穂積駅間は相当高額、余り安くない額を想定されているようであります。具体的に額はつかんでおりますけれども、今ここで検討中の他町の事案について具体的なことはちょっと申し上げかねますので、後ほど必要があればお答えをさせていただきます。

そういったことから考えますと、当町からはもっと、想定される希望額の500円とはほど遠い額になるのかなあということが想定されますので、アンケートで希望する運行条件を満たすことは非常に困難な状況なんだろうと思っております。

さらには、利用者が負担される運賃だけではなくて、当然自主運行という形になりますので、関係する市町の間負担金の問題、それから現在、輪之内町で運行しております南北線との運行調整、もしくは廃止等々も、要は総合的な中でどのようにつないでいくかという議論の中では、聖域を設けずに議論する必要があるわけですが、いずれにしても、やっぱり運行調整だとか運賃の調整等が必要になってまいります。

先ほどから申し上げておりますように、この瑞穂市と安八町が計画されております新規路線に関しては、安八町からも正式な情報提示や協議もございませんし、先ほど申し上げたように、数多くの問題や調整が必要になるということございまして、現時点におきましては全くの白紙状態ということでございます。

次に、デマンドバスの利用促進についてでございます。

まず、自宅前登録と予約時間の短縮、運行時間の前後30分の延長と、これらのことについてのお尋ねがございました。当町では区域運行という形でミーティングポイント制、要はバス停からバス停までという形での許可を受けており、ドア・ツー・ドアである自宅前事前登録の方法はとっておりません。種々の問題の解消が、当然何かをやるときには前提になるわけでありませうが、それらのことを実施するのであれば、改めて中部運輸

局の許可をとる必要があるということだけは申し上げておきたいと思います。

御指摘の改善策の実施に当たっては、オペレーターの問題、運転手の増員の問題、使用車両の増車等の問題が生じてまいります。現在、運行を担当しております名阪近鉄バスからも、これ以上のオペレーターや運転手を増員することは当面難しいという御指摘もございます。当面、そうはさりながら何が可能かという議論だけはしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、町民のニーズに応じて利便性の向上を求めていくこと、この方向性については議員と意見を異にするものではございません。

利用者の多い大垣方面へのアクセスについても、今、名阪近鉄による定期路線バスの運行本数の多い横曽根までのデマンドバスの延長、これに伴います輪之内線の運行時間の調整、そして関係する隣接市町であります安八、海津、羽島等々へのさらなる利用促進について改善を図ってまいりたいと、そんなふう考えております。

バス停の追加設置につきましては、住民アンケート結果による希望上位の箇所に設置をしております。区長要望による箇所も公共交通会議に諮って設置をしているところでございます。

御提案のありました町内の名所や旧跡、文化財や歴史的建造物等へのバス停希望が多数寄せられれば、会議に諮って設置をすることはやぶさかではございませんし、行政目的と一致する部分においては、会議に諮れば自主的な設置も可能だと思っております。

それから、最後に羽島市民病院のバス停設置についてでございます。

現在、デマンド運行に際しては、町の中心から30分以内の施設にバス停を設置し、予約受け付けもそのように配車できることを前提に受け付けております。このことからすると、羽島市民病院はやや遠く、30分では輪之内町に戻ってこられない。これを解決するには、バスの増車が当然必要になってまいります。そういった問題のほか、あとは羽島駅から羽島市民病院までは、御質問にもございましたが、羽島市の定期路線バスが2路線運行しております。競合する路線を当町がバス運行することに対する羽島市の同意を得る必要があることや、中部運輸局へ私どものデマンドバスの運用区域の変更認可が必要になると、いろんな問題がございまして、現段階でそのように対応することはかなり難しいものと御理解をいただきたいと思っております。

デマンドバスの利用者も年々増加しております。なお、今後も今の定時定路線バスの運行、そしてデマンドバスによる運行、この双方を組み合わせる中で住民の利便性の向上に努めてまいりたいと、そんなふう考えております。

また、今後とも貴重な御意見をいただきながら、よりよいあり方について議論を深めてまいりたいと思っております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

御答弁をいただきました。いずれにしましても、町民のニーズに応じて、とにかく皆さんが便利だねというふうに思っただけということが一番大切ではないかなあとと思うんですが、まずお答えいただいた中で広域基幹バスの安八から穂積駅の運行ですが、私も詳しく内容を安八のほうに聞いたわけでございませんで、広報等で伝えられておる範囲の中身しかわかっておりませんが、1時間ぐらい所要時間はかかると、運賃も高いというようなことで、安八を中心に進められておるといいますから、当然安八町内で多くのバス停も考えておられるということだろうと思いますが、それに今のお話ありますと1時間もかかると。で、接続するのにそこまでの時間も加わるとかなりの時間がかかって、余りメリットはないのかなという感じはいたしますが、以前町長も考えられておったと思うんですが、海津から輪之内、安八、瑞穂市、これ全体の構想というのをもう一回羽島市にも呼びかけて、海津からの穂積駅への特急バスというようなことで、例えば南北真つすぐで、輪之内は2カ所ぐらいとか、安八も2カ所ぐらいとか、穂積駅へ行くのにバス停が五、六カ所だというぐらいの特急バスでも走らせれば、かなり接続はよくなるんじゃないかなと思うんですね。

私どもは自家用車で走っていますので穂積駅をよく利用するんですが、まずうちから20分かからないですね。もちろん最短距離、堤防を走ったりしますので15分ほどで走ったりするので、そういうことを考えますと、恐らくそういった特急的に時間的に早くなるということであれば、穂積駅の利用者も輪之内も出るんじゃないかなと思うんですね。

ただ、地域性がありますので、私ども北のほうにある福東地区は比較的穂積駅というのは頭の中にあるんですが、恐らく仁木とかの部分だと余り意識がないかもしれませんけどね。

いずれにしても、そういった穂積駅へつながれば大垣駅につながる、羽島駅にもつながっていくということで、輪之内町から主な駅につながっていく移動手段として非常に有効でないのかなあとというふうに思います。そういう大きな海津から瑞穂市までということをもう一度考えて、羽島市にも呼びかけていただければなあというふうに思います。

それからデマンドバスですが、時間的に延ばすとか、予約時間を縮めると、先ほどのお話のように、いろんな諸条件、名阪近鉄バスさんのほうからの依頼もあるということですが、ほかの地域は30分前ということをやっておられるということですので、他市町のそういった状況、どういった形でやっているかというようなことをちょっと研究されて、できるだけ町民の利便になるように計らっていただきたいと思います。

それからバス停について、羽島市民病院も一応30分以内に帰れるということで、バスを増車しないかということですが、羽島市民病院から、これも私が車で通っているから、車とバスの違いはあろうかと思いますが、私は羽島市民病院まで、まず20

分見ていけば大丈夫なんですね。30分はかからないです。これは普通に、堤防とかを走っているわけじゃありません。一宮線に出まして、駅前からそのまま、普通の経路で大体20分で行けます。そういうことを考えると、さっき言われた30分というめどが可能ではないのかなあというふうに私は思います。

これも地域性がありますので、私どもの福東地区からですと近いですが、仁木からだともう少しかかるのかなあということもありますけれども、いずれにしましても、羽島市民病院は私も通っておりますが、町内の人をよく見かけるんですね。羽島市民病院って輪之内町内の人結構かかってみえるんだなあということを日ごろから感じておりましたので、ちょっと要望を上げさせていただきました。

以上、いずれにしましても、前向きに検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点かの再質問というか要望ですが、今の条件については先ほどお話をしたとおりでございます。

広域幹線、広域の公共交通のあり方については、本来、各市町のそれぞれの地域公共交通会議の議論の域を超えている部分がありますので、本来はもう少し大きいエリア単位なり県単位の中で広域幹線網のあり方についての議論をすべきだろうと、私自身はそういうふうに思っておりますし、じゃあその考え方の中で、かつて県の会議の中でも、南部から穂積までの路線についていかなものかということについての御質問というか、そういう要望もした、私自身もそういう経過がございますので、こういったものについてどう考えるかということについて、当然意味があるものだと思っております。

ただ、今、平たく申しますと、要するに自主運行バスの各地域というか市町の費用負担のあり方というのは、路線延長に応じて遠くなるほど負担がふえるということがございまして、なかなか想定以上に費用負担がふえてくる可能性もございますので、そこはやっぱり慎重に考える必要もあるのかなということが1点。

もう一つは、広域的基幹路線というのは、今ないところ、もしくはかつてそれに類する路線があったにしても廃止されて久しい部分をどうするかという話ですので、逆に言うと、新たなニーズを定着させるまでの時間、期間をどれだけバスの運行主体として我慢できるかと。一年、二年でニーズが上がってくるものではありませんので、それを定着させるまでの期間、我々が財政負担に耐え得るかどうかという観点からもひとつ議論が要るだろうと、そんなふうに思っております。

それから、デマンドについてはまだまだこれは発展途上でございますから、ここへの財政的な裏づけの中でバスのいろんな問題を考えるときに、場面の転換というのは何か

のきっかけが要ります。それは、まずは定着させること。次に、その定着させた結果、増車等の環境変化が必要になったときに、どこまで射程距離なり対応範囲を広げることができるか、そういう視点の中で、これについては当然不断の努力をしていく必要があると、そんなふうに思っております。

それから、羽島線の関係です。実はこの30分というのはおおむね往復で30分という考え方ですので、ちょっとこれはバスの増車が可能になった時点で考えるべき部分かもしれませんが、ちょっと今の段階では、今の2台体制の中でこれを組み入れることにはやや困難を伴うということがございますので、いずれデマンドが定着してくる、定着しつつあると認識はしておりますので、その中でバスの運行体制、人員確保、そういったものを含める中で、どこまでその範囲を広げることができるかという議論は当然のことながらさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

住民課長 高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

まず、30分前の予約でございますけれども、これにつきましては人員と、それから細かく言いますと、今8時半からの受け付けを8時からにしますと、保健センターで間借りをして予約受け付けをしているわけですが、8時の段階ではまだ職員が出てきておりませんので、その鍵の管理をどうするかとか、その8時からでは困ると言われれば、その予約の場所を変更するか、そういったことも関係してきますし、勤務時間が8時間を超えますと1人のオペレーターではできないということで、2人体制にしますと、またその分費用がかかってくると。

住民課、担当課といたしましては、今つけていただいている予算の中でデマンドバスをしておりますけれども、まだ27年1月から3年目を迎えているわけでございます、年々、一日ごとの乗車の方もふえておりますので、いま一度この予算の範囲内で、さらに住民の方の利便性を図るように、当面はまだ進めていきたいというふうに思っております。

羽島市民病院のバス停につきましても、先ほど町長が申し上げましたけれども、新規バス停は、また希望がどんどんふえてくれば、またその時点で追加の可能性もございますので、その時点で考えさせていただきたいと思っております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

いずれにしても、いろんな条件、費用がふえるとかというようなことも考えられると思いますが、いずれにしましても、まず町民に満足していただけるという施策をすると

ということが一番だろうと思いますので、公共交通機関が充実していないからと言われないうように、今後とも鋭意検討していただいて、よりよい交通システムにさせていただきたいとお願いをいたします。以上でございます。

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いてお尋ねいたします。

防災訓練のあり方についてお尋ねしたいと思います。

今年も例年どおり、9月3日に防災訓練が行われました。残念ながら私は私用のためにメイン会場での訓練には参加できませんでしたが、例年どおりにそれなりの成果があったものと認識いたしております。同時に、幾つかの課題も明らかになったと思います。これらを今後はどう生かしていくか、十分生かしていかなければならないと思っております。

そこで、私なりに思いついた幾つかの点についてお尋ねいたします。

まず、訓練想定の内水被害についてお伺いします。

以前にも指摘したことがありますけれども、今回も時間雨量100ミリ、24時間雨量250ミリで、大樽川で内水被害が発生したという想定になっています。大樽川の内水被害とはどういう現象なのでしょう、ちょっと私には想像できません。

輪之内町第五次総合計画によりますと、当町の総面積は22.36平方キロメートル、そのうち田及び河川・水面の合計面積が14.26平方キロメートルとなっております。当町は輪中であり、基本的には他町に降った雨は流入してきません。計算上では24時間で250ミリの雨が降っても総降水量は559万立方メートルであり、これが全て田及び河川・水面に流れ込んだとしても平均で39センチの上昇で済みます。

排水機場の排水機が故障で使用できない場合等で降雨前の河川水位が田面と同じとした場合、その場合でも河川水位は田面より39センチ上がることとなります。

この現象で、町内のどこの地域でどういう被害が発生するのでしょうか。どこで5棟の床下浸水となるのか。もし、そのような被害が発生するおそれがあると想定されているなら、対象箇所はごく限られた箇所であり、事前に改修しておくことが求められているのではないのでしょうか。事前の対策をお願いしたいと思います。

次に、自治組織に参加していない町民の防災対策についてお伺いします。

あるアパートの住民の方から、防災訓練については情報が何も知らされておらず、参加の要請もないということを聞きました。そして、避難場所も聞いておらず、どこに避難していいかわからないとも言っておられました。

私たちの地元にも何軒かのアパートがありますが、そこにどういう人が入居しておられるのか、ほとんど把握できておりません。

輪之内町に籍があっても各区の自治組織に加入していないと区長を通じての連絡ルートはないと思いますが、自治組織に加入されていない町民の防災対策はどうなっているのでしょうか。その人たちに対する連絡はどのように行われているのでしょうか、お伺いします。

次に、災害発生時の町民の安否確認についてお伺いします。

実際に災害が発生した場合、町としては町民の安否を確認することは最も重要なことでもあります。防災訓練において参加者数を確認しておりますが、このときに各世帯の世帯員の状況を確認するようにし、この訓練で全町民の何割を把握できたかを確認し、その率を毎回比較しながら、その向上を目指すようにしてはいかがでしょうか。

次に、Jアラートによる退避行動についてお伺いします。

先日、北朝鮮の無謀なミサイル発射で、北海道初め北日本一帯にJアラートによる警報が発せられました。それによって多くの人々に混乱を与えました。北朝鮮の暴挙に強く抗議したいと思います。同時に、日本政府に対しても必要以上に北朝鮮を刺激するような言動や態度をとるのではなく、一刻も早く平和的解決のために対話による解決の道を求めたいと思います。

その上で、仮に当地域に今回と同様のJアラートによる警報が発せられたとしたら、当町ではどのような対応をするのでしょうか。

私は今回のようなJアラート発令は、町民の被害防止にはほとんど役に立たず、かえって必要以上に町民の不安と北朝鮮に対する憎悪の念を増幅するだけだと思いますが、町長の見解をお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から防災訓練のあり方について御質問をいただきました。幾つかの御質問がございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の訓練想定の内水被害についてであります。輪之内町の防災訓練は、水害や地震等に対する複数の訓練を行う総合的な訓練として実施しております。訓練を行うに際して、その訓練を行うための災害状況を想定し、その想定を踏まえて必要な訓練を実施することとしております。

今年度の防災訓練も国土交通省と連携し、リエゾンの派遣や排水ポンプ車の出動をお願いいたしました。関係機関と訓練を通じて、ふだんから顔の見える関係を構築することも目的としております。したがって、国土交通省の協力の中で排水ポンプ車が出動する理由づけが必要になるということがございます。内水被害があったことを想定に盛り込んで国交省の出動を要請したものでございます。具体的にどの場所で床下浸水が発生するかを想定したものではありませんので、そういう意味の御理解をお願いし

ておきたいと思います。

それと、2点目の自治組織に参加していない町民の防災対策についてでございます。

防災訓練の実施に際しては、各区長さんに協力していただき、毎年実施しておりますが、防災無線でもあらかじめ訓練の実施について広報もしておりますし、当日も防災無線で訓練の開始をお知らせいたしたところでございます。

なお、有事の際には災害に関する情報は、防災無線で逐次流す予定でございますし、ケーブルテレビの12チャンネルでの字幕放送、そういったことも行うこととしております。また、町のホームページをごらんになりますと、常時ハザードマップも掲載しております。気象警報や震度情報、災害・避難情報を伝えるメール配信サービスの登録案内も掲載しておりますので、ぜひ御活用をいただくようお願いをしたいと思います。

現実に災害が発生した際には、これまでも何度も申し上げますけれども、自分の命は自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」が大切であり、この共助を実現するためにも住民の皆さんには、ぜひとも自治組織に加入をしていただきたいということを考えております。

3点目の災害発生時の町民の安否確認についてでございます。

災害時には避難場所に集まれた方の確認だけではなく、避難所に来られなかった家族の方の安否確認も当然に重要だと考えております。この点に関しては森島議員と意見を異にするものではございませんので、そういった訓練も必要であると認識をしておることを申し上げます。

それから、4点目のJアラートによる退避行動についてでございます。

議会初日にも申し上げましたけれども、現状における周辺国の動向、これは国民保護の観点から非常に注視していかなければならない事態であります。御質問にもございましたように、平和裏にその解決が図られれば、それにこしたことはないということでございます。

Jアラートは、周辺国がミサイルを発射したことを確認した場合には、サイレンを吹鳴し、頑丈な建物等への避難を自動的に呼びかけるものでございます。ミサイルの発射から日本に到達するまでの時間は、わずか数分しかございません。この数分間に身の安全を確保し、命を守る行動を確実にとることができるのか、私自身も不安を感じ得ないのが正直な気持ちであります。ミサイルを迎撃するという対応策を除けば、予告なしに発射されるミサイルに対しては、現在のところ身を守るための手段としてはこの方法しかないのも事実であろうと考えております。

なお、Jアラートによる警報が発令された場合の町の対応としては、エムネットや県の防災無線、あるいはテレビ放送等により、発射時刻や日本に到達、あるいは上空を通過する時刻、着弾予測地点等の情報収集を行って、必要に応じて住民の不安を和らげるための防災無線等による町内に向けての情報提供を行うと、そんなことに尽きるのかな

と、そんなふうに思っております。

最後の段階で、Jアラートについてどう思うかというお尋ねがございました。私自身、Jアラートの運用について希望を述べることはできますが、Jアラート本体の運用について権限も持っているわけではございませんので、その辺についての見解は差し控えさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

内水被害については特に心配はないけれども、国交省の排水援助を求めるためにそういう想定をしているというふうにお伺いしましたけれども、内水被害の心配はないというふうに理解していいというふうに確認させていただきます。それでよろしいでしょうか。

それから、アパートの人などの問題ですけれども、広報無線でやるとか、あるいはホームページで広報しているとかということですが、今の広報もアパートの中において聞こえにくい場合もある。場所によってはなかなか言っていることがわからないところもある。戸別受信機も配備されるということですが、その戸別受信機も私のところに言われた方は配置されていない。そういう話もしたんですけれども、今のところそういう戸別受信機もなくて、それから今の広報無線も十分に、内容がなかなか理解できないというようなことでありました。

それと、避難場所というのは旧地域の人々、最近できてきた新しい住宅地、あるいはアパートの方々が避難できるような地域でないところが何カ所かあるのではないかと、うふうに思うわけでありませう。

例えば、下大樽新田区でいいますと、下大樽新田というのは輪之内中学校のすぐ南側まで入っている。その避難地区は、下新田は小学校とか、それからもう一つ、私たち中新田のほうは燈明さんというふうなことで、そんなところにはとてもじゃないけれども、避難場所には全く適当でない地域であります。

したがって、そういう住民の方が住んでおられる近いところに、そういう自治組織がないところでそういうことをやるのは非常に難しいわけですが、そういう方たちも安全に避難できるというところを何とか指定するようなことも考えていかなければならないのではないかと。難しい問題ではありますけれども、避けて通れないのではないかと、今後の検討課題にしていかなければならないのではないかと、うふうに思っているわけですが、その辺の今後の方向性についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、災害発生時の町民の安否確認について、住民の防災訓練に参加した人の人

数も大事ですけれども、そこに参加できない、家の中で十分に行動できない人たち、体の不自由な方々の安否確認、こういったことも欠かせない重要なことだと思います。これも町長は、今その必要性については答弁されましたけれども、それを具体的にどうやって進めていくか、そういったことも今後の課題でありますので、十分に進めていっていただきたいというふうに思います。

それからJアラートにつきまして、今回のJアラートは警報が鳴らなかった地域もあるというようなことを言います。長野県とか、そのほか何カ所かで正常に作動しなかったというようなことも聞いておりますけれども、そういう実際にJアラートの作動試験、こういったことは考えておられるのかどうか、その辺のところもちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの御質問、そして貴重な御意見をいただきました。全般として、やっぱり皆さんも我々と一緒になって防災対策に邁進するというのは当然のことでございますので、私どもも努力をしてまいりたいと思っております。

1つだけ、内水被害をないと考えているのかということについては、通常の部分については相当程度対応はできるかと思っておりますが、どなたかの御質問の中でお答えで申し上げたように、1,000年確率での浸水云々という話になりますと、とても既存のインフラで対応できる部分ではない状況が想定されますので、そういったことも含めて言われれば、災害は通常の場合は現段階ではないと思うけれども、最大の被害に対しての備えは怠ってはいけないのかなと、そんな思いをいたしておるところでございます。

残余の問題につきましては、危機管理課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、ただいまの内水被害につきましては町長のほうからお答えをしていただきましたので、そのほかの質問についてお答えをさせていただきます。

アパート等に入っておられる方で自治会組織に入ってみえない方について、町のほうでは防災無線等で広報はさせていただいておるが、しかし、その無線が聞こえにくいところもある、あるいは戸別受信機が家庭内にないところもあるというようなことで、どのようにするかというようなお話でございましたけれども、戸別受信機につきましては、当然転入されてこられた方には、窓口のほうでこういったものがありますのでという案内はさせていただいております。ぜひとも、無料で対応させていただいておりますのでお取り付けをいただければというふうに思います。

それから、先ほどの町長の答弁の中でも触れていただきましたが、緊急メールの配信サービスも行っております。登録方法は、先ほど申し上げましたように、ホームページを見ていただければ登録方法も書いてございます。これを登録していただきますと、気象警報であったりとか、地震が起きた場合はその震度の情報等、あるいは災害避難情報等もそのメールで確認をすることができるというシステムがございますので、このごろ皆さんは携帯電話もほとんど各人が1台持っていらっしゃると思いますので、ぜひともこのメール配信サービスというものを御利用いただければというふうに思います。

それから、避難所の件につきましても御質問いただきましたが、議員もおっしゃいましたように、確かに難しい点もございます。この避難所につきましては、現在のところ防災計画の中で定めておりますが、変更する必要があるというようなことになれば、当然、関係地域の方の御意見を聞きながら変更していくということにさせていただきたいと思っております。

それから、安否確認の件につきまして、体の御不自由な方、避難場所のほうへ出向いていただけない方、そちらの方の安否の確認をするのも必要ではないか、当然私どもはそのように考えております。

昔、阪神・淡路大震災があったときに北淡町の消防団だったというふうに記憶しておりますけれども、北淡町の消防団はふだんから近隣の方がどのような方が住んでみえて、家の中でもこのあたりで生活してみえるというような情報を消防団が知っておりまして、地震発災後、極めて短い時間に安否確認をしたというようなことがよくニュースで報道されておりましたが、そういったことから考えますと、ふだんから地域のコミュニケーションでありますとか、きずなを強くしていただきまして、そうすることによってふだんからそのうちにはああいう方がいらっしゃる、ちょっと高齢の方もいらっしゃる、体の御不自由な方もいらっしゃるということがふだんからわかり、実際に災害が起きたときには、あの方は大丈夫であろうかというような確認もしていただくことができるというふうに考えておりますので、ぜひとも地域のおつき合いといいますか、コミュニケーション、きずなを深めていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、先日、北朝鮮がミサイルを発射した際にJアラートが鳴らなかった地域があったのではないかと、確かに幾つかの市町村で鳴らなかったというようなことが報告をされております。輪之内町のJアラートは、毎年、保守点検業者のほうに点検をさせておりますので、その都度確認をとっておるところでございますし、つい先日の防災無線におきましても、あれはミサイルの発射ではないんですけれども、地震の発生の広報についてはJアラートによって広報したということで、Jアラートが作動しておるといったようなことでございます。

それで、点検はしておりますけれども、機械物でございますのでいつ何どきふぐあいが発生するかもわかりません。そういったときには、Jアラートが仮に鳴らなくても、ミサ

イルが発射されたというようなことを町のほうで確認できれば、Jアラートにかわる代替措置として防災無線で直ちにお知らせをするとか、そういった対応をとってまいりたいと考えております。以上でございます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今後、いろいろと検討していただくとというようなことで、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

それで、その中で今アパートに住んでいる方々のそういう自治組織を、これはできるのか、それは出入りが激しいと、恐らくこの自治組織というのは難しいと思うわけですが、そういった方々に的確なそういう避難指示とか、あるいは情報収集といったことをどのようにやっていくか。その場合、大家さんといいますか、そういう人にある程度の任務を与えるというようなことも必要になってくる場合もあるのではないかとというようなことも思うわけですが、新たな任務をお願いすれば、これも難しいかもしれませんが、そういったことも含めながら今後検討していただく必要があるのではないかとこのように思います。

それと、今、日本人だけでなく外国籍の方々、何人か町内にもおられると思うわけですが、そういった方々の防災訓練、防災対策といったことも当然必要になってくると思うわけですが、これもぜひ積極的に対応策を考えていただきたいと思います。非常に難しい問題かもしれませんが、いざというときには当然行政としてはやらなければならないことですので、それはいきなり本番になって混乱してはいけませんので、そういった対応も考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、先ほどの浸水被害について絶対ないとは言いきれないと、もちろんそうだと思いますけれども、そういった場合に、浸水被害というのは低いところで起こるわけですよ。だから、そういう低いところに対する事前の対策、これは何があるかちょっとわかりませんが、宅地のかさ上げになるのかもしれませんが、これは個人の責任ということになるかもしれませんが、そういったことも必要になってくるかなと。もし、できるのであればそういう低いところの浸水対策ということも、これは金さえ出せばできることでありますので、その気になればできるというふうに思います。

それほど心配することはないかもしれませんが、もし絶対ないとは言いきれないというふうに言われるのであれば、それなりの対策を考えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第3、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成29年第3回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、9月11日、午前10時3分より協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び関係調整監、各関係課長、関係職員の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、広報掲示板の設置の基準はあるのかに対し、特に設置基準はなく、区長から要望があれば必要性を調査して設置しているとのことでした。

掲示板の修理はどのような内容かに対し、ベニア板の張りかえ等で、損傷が激しい箇所について実施しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、時間外手当と費用弁償はどのように積算したのかに対し、時間外手当については、通常訓練で1日2時間を30日間分、大会及び関連行事で62時間程度で積算した。また、費用弁償については、通常訓練で2,000円（3時間未満）を30日間の36人分、大会当日で4,800円（5時間以上）を80人弱で積算したとのことでした。

消防車両のバッテリーのチェックは定期的に行っているのかに対し、操法訓練の際や、毎月1日に行う機械器具点検時に行っているとのことでした。

今回の補正予算は県大会出場に伴うもののみかに対し、非常備消防総務管理事業と団及び団運営推進事業についてはそうであるが、消防施設整備事業については、修繕が重なり予算残額がなくなったため、今後に備えて補正するものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時財政対策債は発行可能額を計上したのかに対し、発行可能額 1 億7,406万2,000円から10万円未満を切り捨てた 1 億7,400万円を計上したとのことでした。

臨時財政対策債は、普通交付税の基準財政需要額に100%算入されるという見解でよいのかに対し、そのとおりであるとのことでした。

普通交付税額が減額になった要因は何かに対し、平成28年度と比較して9,133万円減額となった。普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた金額を基準として交付を受けるものである。平成28年度に企業を誘致したことにより、固定資産税の家屋で4,104万3,000円、償却資産で5,367万5,000円の増額になり、基準財政収入額が大幅に増となったことが大きな要因で普通交付税額が減額となったとのことでした。

レイヤ3スイッチに取りかえるのは情報処理速度を上げるためかに対し、現在の各学校の情報環境は、庁舎内からレイヤ2スイッチで情報を受信し、校内で情報交換しているが、何らかの原因で光ケーブルが遮断されたら学校への情報も遮断され、校内LANなども全て使えなくなり、授業や事務に支障が出る。このレイヤ2スイッチは、校内LAN構築時に設置したものであり、設置から19年が経過し、機器内部のファンも作動しないなど交換時期に来ている。レイヤ2スイッチは情報伝達経路を選択できないが、レイヤ3スイッチは庁舎から情報が遮断されても経路を選択することができるので、情報伝達経路を切りかえることにより学校内部だけで利用できるようになるなど非常時での対応ができることから、これまでの情報環境を改善するためにレイヤ3スイッチに取りかえるものであるとのことでした。

社会保障・税番号制度で個人情報を確認できるのかに対し、法にのっとり市町村間で相互に提供すべきと定められている情報を提供している。平成29年7月から市町村間で情報連携を開始したが、厚生労働省分の要請によりレイアウトを修正するための費用を計上するものであるとのことでした。

社会保障・税番号制度で全国の市町村が情報をやりとりできるが情報漏えいの心配はないのかに対し、物理的に接続回線も分かれており、国のセキュリティー体制も万全で、情報が漏えいするとは考えられないとのことでした。また、あわせてサーバー設置箇所が震災などの災害で被害に遭うことを想定し、中間サーバーを東日本、西日本の2カ所に設置しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、橋の修繕内容と金額はどれだけかに対し、中央橋は伸縮部等で242万8,000円、5号線は橋面防水等で257万8,000円、光輪橋は断面補修等で52万7,000円、御羽黒橋は、橋面防水等で163万円の予定であるとのことでした。

残りの橋は何橋かに対し、計画の11橋のうち、残りは3橋であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成29年第3回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査付託されました案件について、9月11日、午前9時33分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席のもと、審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険基盤安定繰出金は当初予算の見込みが低く、決算で4,000万円ほどになる。国のほうから1,700億円出るが、この補正についてはいつ予定しているか、また交付額が確定するのはいつになるのかに対し、交付金の交付額決定は12月ごろになり、補正予算は12月か3月の予定であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、システム改修の内容は何か、1人当たりの医療費が国保運営協議会の資料と県の算定した資料とが異なっていたが、システム改修にはそういうことも組み込まれているのかに対し、平成30年度に向けて様式を変更するためのシステム改修であり、国保の月報、年報の内容項目に変更がある。1人当たりの医療費の算定については、今回のシステム改修とは関係ない。1人当たりの医療費の算定方法については、西濃国保事務研究会の算定方法を使用している。次回から国保運営協議会の資料も県の算定方法に統一することでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(田中政治君)

日程第4、議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成28年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 高橋愛子君。

○平成28年度決算特別委員長(高橋愛子君)

これより平成28年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成29年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月6日、7日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長以下関係職員出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第35号から議第39号までを一括議題といたしました。

議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議長交際費の支出が予算に対して少ないのではないかに対し、議長交際費は、議長が議会を代表して公の交際を行う場合に必要な経費として支出しており、その都度、議長の判断で支出しているとのことでした。

議長交際費の内訳はどのようになっているのかに対し、会費として13件で8万9,000円、香典が5件で2万8,000円、そのほかに幣帛料、お供え、献花料、見舞品、参加費があり、合計で26件、21万9円であるとのことでした。

香典はどのような基準で支出しているのかに対し、申し合わせの基準により支出している。また、その基準に該当しない場合は、議長に確認の上で、隣町の対応も参考にしながら議長の裁量で支出しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、土地賃借料として1,600万円支出しているが、もう少し安く交渉できないのかに対し、賃借料は大藪コミュニティー駐車場が1反50万円、そのほかは1反56万円としており、5年ごとの契約更新の際に売買等の意向調査を行っている。賃借料の値下げについては、これまでに当初の契約額の変更を行った経緯がある。特にプラネットプラザは地権者の方が16人と多く、全員の合意を得ることが必要であるとのことでした。

借り上げ部分の固定資産税は個人が払っているのかに対し、個人で払ってもらっており、税率はほかと同じ宅地課税であるとのことでした。

職員の採用方法、採用基準はあるのかに対し、輪之内町では岐阜県町村会の統一試験に参加しており、平成28年度は2回参加した。それを1次試験として、その後、町で2次試験として作文、面接を実施している。また、そのほかに経験者採用も実施した。新規採用の年齢制限は30歳以下であり、事務職員は大学卒業程度、保育教諭は短大卒業程度で、保育教諭の免許取得者、または取得見込み者であるとのことでした。

産業医の業務内容は何かに対し、平成28年度からストレスチェックが各事業所に義務づけられ、事後相談等をお願いしている。なお、ストレスチェックの結果、ストレスが多い職場があれば、原因を究明し、改善に努めるとのことでした。

財産貸付収入と町有財産使用料の違いは何かに対し、長期的な貸し付けは財産貸付収

入で、短期の使用は町有財産使用料としているとのことでした。

ホームページの内容が更新されていないのではないかに対し、速やかにチェックを実施し、適宜更新を実施するとのことでした。

自衛官募集の掲載方法はどのように行っているのかに対し、広報わのうちの紙面に掲載しているとのことでした。

職員の研修負担金の内容は何かに対し、職員1名の海外研修の負担金や、各種団体等の研修の負担金であるとのことでした。

区長設置事業補助金の内訳はどのようになっているのかに対し、この補助金は区長会研修に対するものであり、支出の内訳は、バス代、宿泊費等である。研修会参加区長の自己負担は5,000円と、職員の負担分の残りを町から補助金として助成した。平成29年度からはほかの団体の補助金についても仕組みを統一するため、見直しを実施し、共通経費35万円と1人当たり2万6,000円の補助金として実施するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡消防協会に負担金を支払っているが、具体的に何に使われているのかに対し、主に安八郡消防協会で開催される郡連合演習などの行事に係る費用とのことでした。

先日の北朝鮮によるミサイルの発射の際、Jアラートが起動しなかった市町村があったようだが輪之内町は大丈夫かに対し、防災行政無線の保守点検を行っている業者に確認してもらっているとのことでした。

水防監視員は町内各地区から選出されているのかに対し、長良川、揖斐川及び牧田川沿いの地区から選出されているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、マイナンバー制度に対する補助金はいつまで交付を受けられるのかに対し、平成28年度までにシステム整備を終え、平成29年7月からは市町村間で情報連携を開始している。現在の全国的な運用状況は、システムのふぐあい等も起こっているのが現状である。そうしたシステムの改修については、今後も補助金の交付を受け実施することになるとのことでした。

マイナンバーカードに町独自で何か付加価値をつけられないのかに対し、国でも普及が進むようさまざまな施策を検討しているようだが、有効的な施策には至っておらず、当町においても有効的な付加価値をつける具現化には至っていないとのことでした。

地方消費税交付金について、消費税率引き上げ分については社会保障施策に充てられているのかに対し、社会保障施策に充てるよう定められており、用途は歳入歳出決算説明書に記載のとおりであるとのことでした。

普通交付税が増額になった要因は何かに対し、基準財政収入額は、固定資産税や地方消費税交付金の増により前年度と比較して2,553万1,000円増加したが、基準財政需要額は、こども園関連経費や高齢者人口の増が要因で4,098万6,000円増加となり、差額分の1,545万5,000円が増額になったとのことでした。

普通交付税の基準財政需要額で道路橋りょう費に算入される道路の基準はどのようになっているのかに対し、幅員1.5メートル以上の道路が算入されるとのことでした。

まちづくりアイデア募集事業検討事業は何を行ったのかに対し、平成27年度に実施したまちづくりアイデア募集事業で提案のあったレストラン経営について事業化の検討のためにマーケット調査を実施し、実現可能かどうかを検証したとのことでした。

平成28年・29年度は、まちづくりアイデア募集事業に事業の提案はあったのかに対し、平成28年度は9名から12事業の提案があり、平成29年度は7月から募集を開始しているが、まだ提案はないとのことでした。

ふるさと応援寄附金はインターネットで簡単に手続きができるようにするなど、寄附者に負担のかからない方法に変更できないのかに対し、民間でそうしたサービスを行っている業者もあり、何回か説明を受けたことはあるが、システム導入や登録費用と費用対効果を勘案したとき、その効果は薄いと判断しているとのことでした。

公共施設等総合管理計画の内容はどのようなものに対し、今後の公共施設等の整備及び維持管理に関する方針等を定めたものであり、この計画に基づき、今後は小学校校舎の大規模改修や防災拠点の整備について実施する予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、延滞金を納めた人は何人かに対し、件数は232件で、人数は把握していないとのことでした。

町民1人当たりの所得は幾らで前年と比べてどうかに対し、1人当たりの所得はわからないが、税額は、平成28年度は8万7,000円、平成27年度は8万8,000円であるとのことでした。

滞納した場合の延滞金の率はどれだけかに対し、納期限から1カ月を経過するまでは2.7%で、それ以降は9.0%であるとのことでした。

町民の置かれている状況を把握して、困っている人に手を差し伸べるべきではないのかに対し、町民一人一人の状況を詳細に把握することは難しいが、納税相談等により生活状況の把握に努めているとのことでした。

不納欠損の件数と人数はどれだけかに対し、件数は250件で、人数は74人であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在はゼロ金利であるが基金の定期預金利率はどのようになっているのかに対し、一番高い利率は0.230%、一番低い利率は0.010%であるとのことでした。

利率は金融機関により違うと思うがどのように決まるのかに対し、金融機関や金額及び預け入れ期間によって決まるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、南波の最終処分場の瓦れきは1年間では何年で何年使用できるのか、また使用年数が延びてきているが、それはどのような制限をしたのかに対し、平成28年度の搬入について、軽トラックが12台、2トン車が77台、4トン車が13台、10トン車が1台、合計103台である。昨年7月からチェック体制を厳しくし、搬入前に役場で荷物を確認することを始めた。これは昨年7月の広報わのうちで周知済みであり、今年の夏も再度周知した。その結果、今までの搬入量の約7分の1となり、最終処分場の空き容量は、平成27年度時点で残り11年で満杯になるということであったが、平成29年3月調査の残余年数は、218年という結果になったとのことでした。

周知徹底するのはよいが、なぜ搬入量が減ったのか、どんな原因があるのかに対して、あくまでも町民の申請ではあるが、その中に業者の分が含まれているなど、荷物の中身まで確認していなかったことで余りに搬入台数が多くなり、昨年からの段階でチェックするようにしたとのことでした。

なお、住民が処分に困って業者に頼む場合もあり、本来の目的を踏まえ、その状況を十分聞いて判断してほしいとの意見がありました。

地域交通会議の構成メンバーは誰か、会議は何回開かれるのかに対し、会議の構成メンバーは、岐阜大学の教授、中部運輸局、県の関係機関、大垣警察署、区長会、関連バス会社等である。公共交通会議は、年2回ほどであるとのことでした。

消費者行政推進事業についてどういう方がかかわっているのか、事業の内容は何かに対し、消費生活相談ということで住民課に相談専用の電話があり、通常は職員が対応しているとのことでした。

自主運行バスの補助金は、デマンドバスとほか2路線で3つ合わさったものであるが、個々の分について幾らなのかに対し、輪之内羽島線は1,090万371円、南北線は318万83円、輪之内町デマンドバスは1,249万6,502円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、福祉医療費の乳幼児等に係る医療費扶助費のうち県補助金の対象になるのは何歳までかに対し、小学校就学前までとのことでした。

補助対象の拡充を県に要望しているのかに対し、毎年照会がある次年度の県予算要望

書を通じて県へ要望しているとのことでした。

平成28年度に福東こども園のトイレを改修しているが、平成29年度も改修しているの
かに対し、平成28年度は福東こども園の小便器の取りかえとその周辺タイルの張りかえ
を行った。今年度は、3こども園の職員用トイレの洋式化、あわせて福東こども園の園
児用トイレの洋式化を行っているとのことでした。

各種健診について、かかりつけ医が海津市や大垣市にある医療機関という人もいるが、
安八郡以外の医療機関でも受診できるようにならないのかに対し、子供の予防接種や高
齢者のインフルエンザは平成25年度より広域化となり、岐阜県内の医療機関であれば接
種することができるようになった。健診については、今後、医師会と協議をしていき
たいとのことでした。

老人クラブのない地域でも老人クラブ連合会が実施する行事に参加したいという声を
聞くことがあるが、そのような空白地域についてはどのように考えているのかに対し、
老人クラブ連合会でも今のような話は聞いており、老人クラブ活動が休眠状態の地域に
対しても近隣の老人クラブ員から誘いかけなど声かけはしているとのことでした。

現在、敬老祝賀会の記念品は、祝い金ということで節目の方に現金を配付しているが、
昔のように座布団などの心のこもった記念品の配付に戻してはどうかに対し、どのよ
うなものが喜ばれるのか、老人クラブ連合会などに問い合わせをし、今後検討してい
きたいとのことでした。

ふれあいセンターのゲートボール場の利用者は少なくなったと聞いているが、今の状
況はどうかに対し、ゲートボール場は、現在、月2回の練習のほか、3カ月に1回、規
模は小さいが大会を行っている。参加者は少数であるが、今も定期的に利用されて
いるとのことでした。

デマンドバス運行費補助金とはどういうものかに対し、100円の回数券11枚つづりを
通常1,000円で購入するべきところを65歳以上の方は町が半額を補助して500円で購
入できるようにしている。平成28年度は960冊分を補助したとのことでした。

こども園で正規職員が途中退職した際は正規職員を補充採用としているのかに対し、
緊急的に臨時職員で対応しているとのことでした。

大藪こども園の園児数はほかのこども園より多いにもかかわらず、クラス数を見ると
仁木こども園とでは1クラスしか差がないのはなぜかに対し、仁木こども園では生後6
カ月以上の乳児から預かっている。子供の年齢によって1人の職員が何人の子供を保
育できるかという基準があり、配置が異なっている。したがって、乳児保育を行っ
ている仁木こども園はクラス数がふえることになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、街路灯の現状と電気代負担についてはどうなっているのか

に対し、街路灯総数539基のうち、平成28年度中に219基をLEDに更新し、諸事情による未更新は44基のみとなった。電気代の負担については、現在、町・区・個人で負担している。今年度中に検討するとのことでした。

ホッとステーションの利用状況と事業効果についてどのように考えているのかに対し、年間で延べ2万2,331名に御利用いただいた。また、社会福祉協議会の相談事業や、夜間にフラダンス教室などで利用している。効果については、ショッピングセンターの利用者増や、地域のコミュニケーションの活発化につながっているとのことでした。

寺社観光案内板5カ所の設置場所と工事費が高いのではないのかに対し、岐阜県の関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業を活用し、東大藪の北塚に2カ所、福満寺の案内2カ所と福満寺内に1カ所設置した。案内板は県の統一仕様により行われており、経年劣化しにくい良質な素材を使用しているとのことでした。

有害鳥獣駆除の委託についてカラス等の捕獲を拡大できないのかに対し、猟友会4人に年間委託している。町から許可証を出しているが、今後、捕獲数については猟友会に打診するとのことでした。

徳川将軍家御膳米の新聞広告の効果はあったのかに対し、新聞広告後に問い合わせがあった。また、大手民間量販店の取り扱い箇所が増加したとのことでした。

多面的機能支払交付金の補助金支払い単価の根拠は何か、国・県・町の補助割合はどのようなのか、水量の調整ゲート設置の順位の選定方法はどのようにしているか、現行のゲートをより簡易式にして設置数をふやしてはどうかに対し、単価は10アール当たり田は4,400円、畑は2,000円であり、補助割合は、国が2分の1、県と町が4分の1である。ゲート設置要望の順位は、ほ場整備をしていない北部地域の資源保全会の代表者が協議して決めている。また、ゲートの設置工事の設計監理は県土連に委託しているので、今後、検討するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、楡俣北部の地区面積は51.3ヘクタールで、うち農用地面積が34ヘクタールということだが、その差は何かに対し、工場用地が8.1ヘクタール、二三男用地が12区画で0.6ヘクタール、残りは道水路等とのことでした。

ほ場整備後は福東用水を利用するのかに対し、ほ場整備済みの地域と同様に、井戸と用水を併用して利用できるようにするとのことでした。

また、楡俣北部では最大3.1ヘクタールの区画化を計画されているそうだが、メリット・デメリットをよく検討し実施されたいという前向きな意見がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、水路改良工事で敷コンクリートが打てる条件及び施工規模

の基準はあるのかに対し、基本的には農業者でできる限り畦畔などの管理をしていただいている。被害は、用排を分離してあるほ場整備をしたところが多いと思っている。地元からの要望で現地を調査し、大きなダメージのところを検討、修繕をしている。また、施工の規模は、道路・水路間等区切りのよいところで行うとのことでした。

排水機場は町の施設であるのに、なぜ福束輪中土地改良区に委託しなければいけないのかに対し、業務内容は、修繕、排水機運転の業務が主である。町が排水経費を全額負担することとしており、排水については湛水防除用の排水が多くを占めており、福束輪中土地改良区での管理がよいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、留守家庭児童教室支援員の勤務時間や資格はどのようになっているのかに対し、授業終了後のおおむね午後2時半から6時までの勤務で、教員や保育士の資格を持った人、または放課後児童支援員認定資格を持った人が従事しているとのことでした。

留守家庭児童教室の負担金額は幾らかに対し、所得により月額8,000円から1万1,000円まで4段階の区分となっていたが、29年度より全て月額9,000円に改正しているとのことでした。

カナダ派遣研修の引率者に対する負担金がないのはなぜかに対し、他町も引率者の負担を求めておらず、また公務であるため負担金はなしとしているとのことでした。

スポーツで全国大会に出場する場合の負担が大変であり、町で支援する考えはないのかに対し、検討していくとのことでした。

情報教育ICT活用の推進内容は何かに対し、パソコン教室、またデジタル教科書や電子黒板の活用など環境整備を整え、児童・生徒のICT教育を推進するとともに、教職員の校務についてもICT活用により効率化を図っているとのことでした。

図書館の図書購入はどのような特色を持って整備しているのかに対し、利用者からのリクエストや、どの方にも楽しんでいただける本をそろえるようにしており、28年度末で一般書5万7,989冊、児童書2万8,080冊の蔵書があるとのことでした。

仁木小学校太陽光発電設備を設置し、電気代はどの程度減となったかに対し、本稼働は29年3月からで、29年7月までの前年との電気代の比較では、月額約3万円の減であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第35号についての質疑を終結し、討論に入り、相対的に町民の利益になっていないところがあり、結果的に町民の負担増になっているので反対であるとの反対討論がありました。

また、審査の過程にていろいろな意見や指摘事項がありましたが、計画に基づき、お

おむね所期の成果を上げられているので賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第36号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成28年度に税率を上げ、結果は医療費が下がり多くの繰越金を出したが、医療費の動向について28年度当初予算では全く予測がつかなかったのかに対し、医療費は平成27年の年末から上がり、平成28年に入っても高い水準であった。しかし、平成28年度に入ってから低水準で推移した。平成27年度で新薬の承認が多く、医療費も高額となったが、2年に1度の薬価見直しを早め、28年度の実施によりそれら新薬も安価となったことや、訪問看護等の高額医療の件数が減ったこと等が原因であり、予算編成時での予想は困難であるとのことでした。

新薬が安くなったのはいつからか、6月に国保運営委員会で新年度予算の編成がされたが、その時点ではわからなかったのか、国からの指示はなかったのかに対し、新薬については秋以降に認可されたので予算編成の段階ではわからなかった。また、国からの指示はなかったとのことでした。

平成27年度から国は1,700億円出している、平成30年度からは3,400億円になる。平成27年度の当初予算ではこれを全く見ておらず、最終調定で1,700万円入り、決算には4,400万円になった。ところが、平成28年度、国は同じ方針でいくことになっているのに、輪之内町では、また2,700万しか予算化されていない。決算で4,900万円になっている。税を上げなくても済んだのではないのか。結果的に1億2,300万円余った。国から入ってくるのを予算に反映していないので国保税を上げたのではないのかに対し、保険基盤安定財政交付金の過去6年間の平均値で予算編成をしているので一度に歳入としては上がらないが、国からの1,700億円は2年、3年と続いているので、平成30年度は、ここ3年間の平均により予算編成したいとのことでした。

平成28年12月に平成29年度の予算編成に当たって国のほうは予算措置をしたという文書が出ているのに、12から13%増税をしてしまい、結果的に1億2,300万円も余らせたことに反省はないのかに対し、医療費は平成27年後半から通常よりも月に500万円から600万円多く、これが1年続くと医療費は1年で6,000万円から7,000万円ぐらいふえることになる。医療費はどのような水準で進むのかわからないため、予算編成では、歳出は多目、歳入は少な目という計上になる。国の支援がこれからも1,700億円は続くということであるので、今後は過去3年間の平均をとって予算編成したい。1,700億円の追加支援が始まった3年間平均で行えば、4,000万円ぐらいの歳入が見込めることになるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第36号についての質疑を終結し、討論に入り、法外な国保税を強いる結果、余剰金が出ている。適切に財政支援を予算に組み込んでいけば、このような結果にならなかった。しかも、増税して余った金を基金に積んでしまう、これは認められないとの反対討論がありました。

また、低所得者に対する財政支援、国や県から財源の多くを受け、保険税は必要な歳出から保険税以外を差し引いたものであり、やむを得ない。また、余裕があるときに積み立てることも必要であり、賛成であるとの賛成討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第36号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料の納付方法が特別徴収と普通徴収であるおのおのの人数、未収入の人数は何人かに対し、特別徴収は866人、普通徴収が125人、合計991人である。加入者数は1,020人に対して29人のずれがあるが、これは年齢到達による加入、死亡した際に保険料の賦課の開始や停止が二、三カ月ずれるためである。また、未収入の方は3人であるとのことでした。

310人の被扶養者とはどのような人かに対し、後期高齢者医療加入前が被用者保険の被扶養者であった方で、このような方は所得割額の負担はなく、均等割の5割が軽減されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第37号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第37号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、登録人数は23人だが、通所している子供は輪之内町民だけか、町外者でも通所することはできるのかに対し、今、通所している子供は輪之内町民だけであるが、定員に空きがあれば町外者でも通所できるとのことでした。

広汎性発達障がいとはどのようなものかに対し、社会性やコミュニケーション能力などの発達遅滞を特徴とする発達障がい、自閉症やアスペルガー症候群などであるとのことでした。

就学後はどうなるのかに対し、特別支援学校や特別支援教室で対応してもらっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第38号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第38号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今年度楡俣北部を施工して楡俣南部は施工してもらえないと聞いたがどうしてかに対し、楡俣北部はほ場整備事業との絡みがあり、工事の時期が重ならないように平成28年度の補正予算で先に施工した。今年度も楡俣南部地区等を含め未整備地区を順次工事していくとのことでした。

下水道事業はいつ終わるのかに対し、平成34年度まで下水道事業の認可を受けているが、下水道管渠布設の面整備は、あと二、三年で完了の見通しとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第39号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第39号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、平成28年度決算特別委員会に審査付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第35号 平成28年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、決算委員会でも言いましたように、町民の負担増についてどうなっているかと

ということですが、個人の町民税がどうなっているかというのをちょっと調べてみましたけれども、国のほうではアベノミクスによって大企業の内部留保が史上初めて400兆円を超したということが財務省が発表した法人企業統計で明らかになりました。

安倍政権は法人実効税率を政権発足当時の、それは24年ですけれども、平成24年度の37%から28年度には29.97%へと7.0%も下げてしまっている。これが影響しているかどうか分かりませんが、当町においては積極的に企業誘致に力を入れているにもかかわらず、28年度の法人町民税の調定額は24年度と比べると1,569万円の減少になっていると。それにもかかわらず、個人1人当たりの町民税の調定額は、逆に24年度に比べるとふえているということでもあります。個人のほうはふえているけれども、積極的に誘致している企業の法人町民税は少なくなっている、これが過去の決算書を見て明らかになるところであります。

特に法人町民税でいいますと、平成24年度は調定額が1億5,100万円であったのが28年度では1億3,500万円に少なくなっているということでもあります。

それから、さらに固定資産税につきましても家屋のほうは、これは個人のものも入っていると思いますけれども、これはふえているけれども、償却資産価格、総務大臣が決定するもの、中部電力とか、そういうところなんかですけれども、これなんかは償却資産の額は平成24年度が23億9,700万であったのが22億8,100万円と少なくなっている。個人はふえるけれども、法人は下がっている。これは先ほど言いましたように、アベノミクスによる大企業優先の経済政策がもたらしたものかもしれません。輪之内町の責任ではないというふうに言われるかもしれませんが、このような状況のもとで個人の負担は大きくなるけれども、企業の負担は軽くなっている。このようなときに企業誘致にそれほど力を入れていいものかどうか、疑問であるということでもあります。

それから、マイナンバー制度のために膨大な予算が使われてきている。国民総背番号制でもあるマイナンバー制度、行政が国民を番号で管理するシステムであって、町民にとっては個人情報流出のリスクが高まるだけで何のメリットもない。このようなマイナンバー制度導入のためにシステム改修等に膨大な費用が投入されたということでもあります。

電子計算処理事業、これというのは本来安定した住民サービスを提供するためにシステムの保守及び改修などを行っているものですが、その経費は、以前は2,000万から3,000万円程度だった。ところが、マイナンバー制度導入に向けて26年度ごろから急激にふえ始めた。今回の28年度決算では9,400万円になっている。従来は2,000万から3,000万でよかったものがマイナンバーのために電子計算費は9,400万円にもなっている、全くこれは町民のためになっていないんじゃないかというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

それから、これは一般質問でも言ったことがありますけれども、地域協働水質改善事

業によって親水ひろばがつくられました。そのために1,340万円を支出しています。大樽川の水質改善のためには川の流れをいかにつくるかが不可欠で、そのために揖斐川からの取水を検討するのが最も重要な課題だというふうに思っています。この課題から逃げて、こそくな対応でごまかしている。親水ひろばで水質が改善できるはずがないというふうに思います。

この親水ひろばはどのように使われたかという、4月の桜まつりのときに舟を遊覧させているわけですが、このときには福東排水機場のゲートを閉めて、そして水位を上げて舟を運行している。全く水質改善に逆行するようなことをやっている。この親水ひろばというのはどれだけ利用したのかというのが明らかになっていませんけれども、私の知る限りでは年1回ではないかというふうに思っているわけです。このようなことのために1,300万も使う必要があるのかということで疑問に思うわけであります。

さらに、国保会計への繰り出しの問題はたびたび指摘しておりますけれども、国は27年度から低所得者対策の強化のために1,700億円の財政支援を行っているわけです。本町においては、これは当初予算においては全く無視されている。27年度、昨年度決算で既に国・県の支出する国民健康保険負担金は当初予算よりも1,300万円多くなっているにもかかわらず、28年度当初予算ではこれを全く無視している。そして、国保会計のほうでは国保税を上げざるを得なくなるようなことになってしまっているということでもあります。

このような一般会計の決算に対しては反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

経費がふえるというのは、やはり国の施策によるものも多いわけでございます。28年度の一般会計の決算につきましては、審査の過程でいろいろな意見や指摘事項がありました。しかし、計画に基づいて、おおむね所期の成果が上げられているものと思います。

また、決算委員会で出た問題点や検討事項などについては今後の予算編成や財政運営に生かしていただけるものと、認定することに賛成いたします。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立6名)

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第36号 平成28年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほども言いましたけれども、国は平成27年度から低所得者対策強化のために1,700億円の財政支援を行っているわけでありまして。この財政支援はずうっと行われるもので、30年からはさらにこれが3,400億円になるということでありまして。

去年の一般質問でこの金が幾らになっているかというふうに聞いたときに、町長は予算よりも多くなっている、4,400万円入っているというふうに言われましたけれども、ところが28年度の国保運営協議会に出された資料には、国保税を決定するときですけれども、そこには相変わらず2,700万の予算しか上げてこない。その結果、13%の大幅な国保税の値上げになってしまったと。

そして、大幅な値上げをしなくてもいい国保税の値上げをやって、余ったお金が1億2,300万と、それを余ったからといってさらに基金に積み込んでしまう。その前年に3,500万円の基金繰り出しをやっているから、だからそれを戻すんだというんですけれども、であるなら、なぜ3,500万積まないのか、なぜ5,000万積むのか、これも異常であります。

国保というのは高齢者が入っているのであって、高齢者の余命というのは一般の人と比べて長くはないはずです。そういう人たちから国保税をもらって、そしてやっている。後年度のために国保税を払っているんじゃないんですよ。それなのに高い税金にして、余ったからといって将来のために基金に積み込んでしまう、これは許されないというふうに私は思います。

財政にゆとりができれば、国保税の引き下げにこそ利用すべきであって、基金に積み立てるといってはもつてのほかだと。上げ過ぎた国保税で基金に積むというのは、これ

は全くもってのほかだと。通常の国保税を値上げしないで、それで余ったというなら話はわかりますけれども、上げてからやるというのは許されないというふうに思って、私はこれは反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

今の1,700億円の財政支援については、3年間の平均をとって今後の予算編成に生かしていくということでございますし、また国保会計は低所得者に対する軽減措置や国や県からも多く入っております。そんな国保会計の歳出がふえれば保険税がふえるのは制度上やむを得ないと思います。よって、認定することに賛成いたします。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立6名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成28年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成28年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成28年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年第3回定例輪之内町議会を閉会いたします。

10日間にわたり熱心に審議をされ、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午前11時54分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月13日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 古 田 東 一

署名議員 森 島 正 司